

4 明治39年 郡市別癩患者数表

【A0384A0G 747】明治42年度「衛生統計」

明治39年4月調

郡市別	戸数	人口	患家戸数	患家人口	患者数		
					男	女	計
前橋市	7,529	40,838	5	19	5	0	5
高崎市	6,418	36,007	5	18	4	1	5
勢多郡	14,095	97,423	51	304	34	18	52
群馬郡	28,714	133,718	30	94	29	4	33
多野郡	10,289	70,642	47	265	32	21	53
北甘楽郡	12,488	79,978	21	108	20	5	25
碓氷郡	10,460	64,704	11	67	11	0	11
吾妻郡	7,902	47,320	109	395	133	103	236
利根郡	9,867	57,591	46	144	39	24	63
山田郡	10,769	79,420	19	95	15	7	22
新田郡	8,593	58,177	12	71	8	4	12
邑楽郡	12,023	73,238	44	238	35	28	63
佐波郡	12,245	76,684	32	151	26	7	33
合 計	151,292	915,740	432	1,969	391	222	613

5 明治40年 「癩予防ニ関スル件」(法律第11号)

第一条 医師癩患者ヲ診断シタルトキハ、患者及家人ニ消毒其ノ他予防方法ヲ指示シ、且三日以内ニ行政官庁ニ届出ヘシ、其ノ転帰ノ場合及死体ヲ検案シタルトキ亦同シ

第二条 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ、医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他予防方法ヲ行フヘシ

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ、行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ、但シ適当ト認ムルトキハ、扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ、前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ、一時相当ノ救護ヲ為スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ、行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癩患者及其ノ同伴者、又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四条 主務大臣ハ二以上ノ道府県ヲ指定シ、其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ收容スル為、必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ関シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ、私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第五条 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担トシ、被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ、其ノ扶養義務者ノ負担トス

第三条ノ場合ニ於テ、之カ為要スル費用ノ支弁方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 扶養義務者ニ対スル患者引取ノ命令及費用弁償ノ請求ハ、扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得、但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ、民法第九百五十五条及第九百五十六条ニ依リ、扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シ求償ヲ為スコトヲ妨ケス

第七条 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス、但シ沖繩県及東京府下伊豆七島・小笠原島ニ於テハ国库ノ負担トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ弁償ヲ得サル救護費

二 検診ニ関スル諸費

三 其ノ他道府県ニ於テ、癩予防上施設スル事項ニ関スル諸費

第四条第一項ノ場合ニ於テ、其ノ費用ノ分担方法ハ関係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム、若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四条第三項ノ場合ニ於テ、関係道府県ハ私立ノ療養所ニ対シ必要ナル補助ヲ為スヘシ、此ノ場合ニ於テ、其ノ費用ノ分担方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八条 国庫ハ前条道府県ノ支出ニ対シ、勅令ノ定ムル所ニ従ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九条 行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ、其ノ指定シタル医師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ検診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ、行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ヲ求ムルコトヲ得

行政官庁ノ指定シタル医師ノ診断ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ、命令ノ定ムル所ニ従ヒ更ニ検診ヲ求ムルコトヲ得

第十条 医師第一条ノ届出ヲ為サス又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者ハ、五十円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条 第二条ニ違反シタル者ハ、二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外、行政官庁ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死体又ハ遺留物件ノ取扱ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

6 明治40年 知事事務引継書（連合府県療養所建設予算）

【A0181A0M 2454】明治40年度「事務引継書（知事、有田義資から南部光臣へ引継）」

衛生事務

一 癩ニ関スル法律、来ル四十一年四月ヨリ施行セラルハニ付、其ノ施行前ニ於テ連合府県療養所設置ノ必要アリ、依テ其ノ建設費及初度調弁費トシテ、四十年度ニ於テ金五千七百七十円二十九銭六厘ヲ分担支出スルコトトナリ居レリ

7 明治42年 癩の予防及び癩患者の取扱い

【A0181A0M 961 3-2】大正3年度「衛生指示事項諸会」

告諭第四号

癩は古来本邦各地に蔓延し、通俗「ナリンボウ」と云ひ、或は「カツタイ」と称し、病初は主として顔面に赤色又は赤褐色の斑点を生じ、或は皮膚肥厚して結節を造り、若しくは神経鈍麻して知覚及運動の障碍を起し、尚病勢の進むときは骨及筋肉崩潰萎縮し、遂に畸形を呈する等、普く人の知る処なり、然れども本病の性質に至りては、従来遺伝病なりと誤認し、或は天刑病なりと称したるも、今より凡四十年前、癩病桿菌を発見せられたる以来、確然たる伝染性病にして、主として患者と触接するに依り伝染し、又患者の鼻汁・唾液、潰瘍部の膿汁等に汚染したる物件を介して伝播するものなることを証明せられたり、之を以て政府は明治四十年三月、本病の予防に関し法律を発令し、癩患者にして療養の途を有せず、且つ救護者なき者は、之を府県の療養所に隔離し、其他各自に於て消毒及予防の方法を行はしめ、以て本病の蔓延を防止し、漸次其根絶を期す、然るに従来遺伝性疾患と誤認せられ、世人の排斥を受くること甚だしく、為に患家は極力之を秘密に付する慣習あり、又其経過は緩慢にして長年月に渉り、加ふるに非伝染性病なりと思惟するを以て、病毒撤漏し健康者に伝播するの機会多く、故に一般健康人と雖も、左記予防方法を知悉して各自衛の途を講じ、又患者並に患者ある家に於ては公德を重じ消毒を厳行し、以て本病

の予防並に撲滅の目的を達する様、篤く留意せらるべし

明治四十二年七月一日

群馬県知事 神山 閔次

群馬県令第三十六号

医師癩患者ノ届出ニ関スル件、左ノ通定ム

明治四十二年六月十八日

群馬県知事 神山 閔次

医師癩患者ノ届出ニ関スル件

第一条 明治四十年法律第十一号第一条ノ届出ニハ、転帰ノ場合ハ氏名、転帰ノ区別及其ノ年月日ヲ、其ノ他ノ場合ハ、左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 患者又ハ死者ノ住所、氏名、年齢、職業
- 二 発病年月日（死体検按ノ場合ニ於テハ、死ノ推定年月日時）
- 三 診断又ハ検按ノ年月日
- 四 既往ノ病歴
- 五 現症
- 六 診断ノ方法（臨床診断又ハ顕微鏡検査等ノ区別）

第二条 前条ノ届出ニシテ書面ヲ以テスル場合ハ封書トナシ、表面宛名ノ傍ニ病親展ト記スヘシ

訓令甲第四十五号

警察署
警察分署
市役所
町村役場

癩患者取扱ニ関スル件、左ノ条項ニ依リ処置スヘシ

明治四十二年六月十八日

群馬県知事 神山 閔次

癩患者取扱ニ関スル件

第一条 警察官署ハ別紙様式ニ依リ癩患者名簿ヲ調製スヘシ

第二条 癩患者ノ届出（口頭ニ係ルトキハ其ノ要領ヲ筆記シ）其ノ他ノ事由ニヨリ癩患者タルコトヲ知りタルトキハ、直ニ名簿ニ登載シ且ツ其ノ名簿ノ謄本ヲ知事ニ進達スヘシ

第三条 警察官署ハ明治四十年法律第十一号第九条第一項ニ依リ検診ヲ行ハントスルトキハ、其ノ必要ヲ認メタル事由及検診ヲナサシムヘキ医師ノ氏名ヲ具シ、警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四条 警察官署ハ市町村長ヲシテ患者ヲ救護セシメントスルトキハ、医師ノ診断書写及左記事項ヲ具シタル通知書ヲ発スヘシ

- 一 救護ヲ要スル者ノ本籍、住所、氏名、年齢
- 二 救護ヲ要スル者ノ現在場所
- 三 着衣及所持金品ノ種類員数

救護ヲ要スル同伴者又ハ同居者アル場合ハ前項ニ準ス

第五条 市町村長ハ、前条ノ通知書ヲ受取リタル時ハ遅滞ナク被救護者ヲ引取ルヘシ

第六条 警察官署ニ於テ患者ヲ救護シ、又ハ市町村長ヲシテ救護セシメタルトキハ、明治四十年内務省令第十九号第二条ニヨリ報告スヘキ事項ノ外、左ノ各号ヲ調査シ知事ニ報告スヘシ、其ノ同伴者又ハ同居者救護ノ場合又同シ

- 一 相貌、特徴及年齢
- 二 着衣及所持金品ノ種類員数
- 三 救護ノ理由
- 四 旅行ノ目的、出発ノ年月日経過地名及目的地名
- 五 資力

六 各扶養義務者ノ資力

第七條 明治四十年内務省令第十九号第二条第一項ニ依リ、患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ
發スヘキ通知ハ、左記事項ヲ具スヘシ

一 被救護者ノ本籍、住所、氏名、年齢

二 救護ノ場所

三 救護ヲ始メタル年月日

四 病況其ノ他参考トナルヘキ事實

五 同伴者又ハ同居者ノ救護ヲ為シタルトキハ其ノ事實

第八條 警察官署ハ知事ヨリ被救護者ヲ扶養義務者ニ引渡スヘキ旨又ハ療養所ニ送致スヘ
キ旨命令アリタルトキハ、直チニ当該市町村ニ通知スヘシ

前項ノ引渡又ハ送致ヲ了リタルトキハ、直チニ知事ニ報告スヘシ

第九條 癩ニ関スル往復文書ハ総テ封書トシ、表面宛名ノ傍ニ病親展ト朱記スヘシ

第十條 被救護者ニ関シテハ、左ノ各号ニ依リ予防消毒ノ方法ヲ講スヘシ

一 患者ニハ可成外出ヲ避ケシメ、止ムヲ得サルトキハ清潔ナル衣服ヲ着用シ、又潰瘍
アルモノハ其ノ繃帶ヲ更メシムルコト

二 患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ、且ツ衣類、寢具、手拭、洗面器等、他ノ家人ノ物
ト混用、混置セシメサルコト

三 患者ノ居室ハ常ニ清潔ニ保持シ、且ツ消毒薬ヲ入レタル唾壺ヲ備ヘシムルコト

四 左記ノ物品ハ時々焼却スルコト

(イ) 患者ノ居室ヨリ出タル塵埃

(ロ) 患者ノ分泌物ニ依リ甚シク汚染シタルモノ

(ハ) 病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル紙屑、襤褸、古綿、其他ノ再ヒ使用セサル物件

五 左記ノ物件ハ時々消毒シ、且ツ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ、使用貸与又ハ移転、
若クハ遺棄セシメサルコト

(イ) 患者ノ居住スル家、若クハ居住シタル家

(ロ) 患者ノ常用、若クハ使用シタル衣類、寢具、其ノ他ノ物件

(ハ) 患者ノ家族看護人、及同居者ノ常用衣類及病毒汚染ノ虞アルモノ

(ニ) 患者ノ一時占居シタル室

(ホ) 患者ノ乗りタル船車

六 看護等ノ為メ患者ニ接近シ、或ハ病毒汚染ノ物件ヲ取扱フモノハ、常ニ手指ノ消毒
ニ注意シ、且ツ可成上被ヲ着用シ、時々之ヲ消毒セシムルコト

七 患者ノ死体ハ、消毒ヲ行ヒタル後チ可成火葬セシムルコト、但止ムヲ得サルトキハ
坑口ノ深ヲ八尺以上トシ、棺ノ周圍ニ石灰末ヲ充填シ埋葬スルコト

八 消毒方法ハ明治三十一年内務省令第十三号規定ニ準シ取扱フコト

第十一條 警察官署カ検診ヲ行フ為メ指定医師ニ対シ支給スヘキ費用ハ、左ノ限度以内タ
ルヘシ

一 日当金參円以内

一 旅費汽車賃一哩ニ付金四錢、車馬賃一里ニ付金十五錢

前項ニ依リ難キ特別ノ事情アル場合ハ、警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十二條 患者及其ノ同伴者、又ハ同居者ノ救護費用ノ種目及限度ハ、明治三十二年本県
訓令甲第七十八号行旅病人及行旅死亡人取扱規程第二条ヲ準用ス、又消毒薬ニ関スル費
用ハ一人一回一円以内トス

第十三條 市町村カ前二条ニヨリ繰替支弁シタル費用ヲ、明治四十年勅令第二百六十二号
第二条第三項ニ依リ知事ニ請求スル場合ハ、明治三十二年本県訓令甲第七十八号行旅病
人及行旅死亡人取扱規程第十五条ヲ準用ス

第十四條 警察官署ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死体及遺留物件ノ取扱ニ関シテハ、
明治三十二年本県訓令甲第七十八号行旅病人及行旅死亡人取扱規程ヲ準用シ、其ノ市町
村長ノ職務ハ警察官署之ヲ行フ

指示第三四号

癩患者ヲ癩療養所ニ送致ノ通達ヲ受ケタルトキハ、左ノ各号ニ依リ措置セラルベシ
明治四十二年六月十七日

群馬県警務長
事務官 ○○○○

警察署長 殿

- 一 巡查ヲシテ患者ヲ東京府北多摩郡東村山村停車場癩療養所出張所迄直送セシムルコト、但シ途中事故ノ為メ延着ノ虞アル時、又ハ直送シ難キ場合ニハ、送致巡查ヨリ最寄警察官署ニ其旨通報スルコト
- 二 患者送致ノ際ハ患者ノ本籍、住所、氏名、年齢、着衣、及所持金品ノ種類員数等ヲ記シタル送致書ヲ作製シ、患者ト共ニ癩療養所吏員ニ引渡スベシ
- 三 送致中患者ノ所持品ハ可成各本人ニ携帯セシムルコト
- 四 患者ヲ汽車ニ依リ送致スル場合ハ、鉄道院又ハ鉄道会社ニ諮テ、一般乗客ト隔離スベキ方法ヲ採ルニ付、之ニ対スル準備ノ為メ、予メ其人員出発日時ヲ駅長ニ通知スベシ
- 五 前号患者ノ乗車賃銀ハ後払トナルベキヲ以テ、乗車ノ際患者送致書ヲ鉄道駅員ニ示シ、乗車賃後払ノ証明ヲ受ケ、療養所吏員ニ渡スベキコト
- 六 送致中ハ宿泊ヲ避ケシメ、若シ已ムヲ得ス宿泊ヲ要スルトキハ、其他ノ警察官署ト協議シ、便宜ノ場所ヲ撰ムコト
- 七 送致中、患者他ノ疾病ニ罹リタルトキハ、速カニ相当ノ手当ヲ為スコト
前項ノ場合ニ於テ、送致巡查ハ最寄警察官署又ハ市町村吏員ノ助力ヲ求め、又ハ患者ヲ交付スルコトヲ得
- 八 管内ニ於テ患者ノ乗用シタル船車ハ、到着地ニ於テ消毒セシムルコト

8 明治42年 癩予防法施行に伴う内務省衛生局長訓示事項等復命

【A0384A0G 737 3-1】明治44年度「内務省会議事項」

復命書

依命衛生事務視察トシテ東京市ニ出張、四月七日ヨリ同月十二日ニ至ル内務省衛生局府県衛生技術官会議ニ列席候条、別紙之通復命候也

明治四十二年四月十九日

技師 ○○○○ (印)

群馬県知事 神山 閏次 殿

局長訓示ノ主ナルモノ

- 一 癩予防法施行ニ就テハ
主トシテ浮浪者中ノ臨床症状顕著ナル癩患者ノミヲ取締ルコト
癩診断時、強制的ニ鏡検材料ヲ採取セサルコト
- 一 居住ノ衛生ニ注意スベキコト
- 一 隣接県ハ相互意志ヲ疎通セシムルコト

協議事項

- 一 癩病診断
協定ノ要旨
癩ノ診断ハ臨床上ノ症候顕著ナルモノヲ除クノ外、細菌検査ノ成績ト症候診断ト相俟ツテ決定スルコト
- 二 癩病患者アル家ノ消毒
協定ノ要旨
癩患者アル家又ハ汚染セラレタル家ニ臨ミ、消毒其他予防法ヲ指示スル場合ハ、親切丁寧ニ癩ノ性質伝染ノ原因予防ノ方法ヲ訓諭シ、且ツ患者又ハ家人ノ日常遵守スベキ事項ヲ記載シタル心得書ヲ交付スルコト

9 明治42年 全生病院への患者収容

【A0181A0M 961 3-2】大正3年度「衛生指示事項諸会」

明治四十二年衛生事務成績（明治四十三年四月警察部長会議へ持参）

（一）癩ニ関スル件

四十二年一月一日ヨリ癩ニ関スル法律施行セラレタルヲ以テ、六月中ニ同病ニ関スル予防方法及消毒方法ヲ詳記シタル告諭ヲ発シ、以テ本病ノ予防並ニ消毒ニ注意ヲ与へ、同時ニ県令訓令ヲ発シテ本病患者取扱並ニ消毒方法ニ関スル条項ヲ規定セリ、而シテ府県立療養所ハ九月ニ至リ工事落成シ、十一月ニ至リ本県ヨリ十名ノ患者ヲ収容シタリ

癩患者調（四十二年中届出）

	癩患者数	全生病院へ収容			一時救護費中 県費弁償額	
		本県人	他県人	計	患者数	金額
勢多郡						
群馬郡						
多野郡	6					
北甘楽郡	5	5		5		
吾妻郡	2		1	1	2	23.215
利根郡	2	2		2		
山田郡	2	2		2		
新田郡						
佐波郡						
邑楽郡						
碓氷郡	1					
前橋市						
高崎市						
計		9	1	10	2	23.215

尚、本病ノ予防消毒方法ニ就テハ、告諭第四号ヲ別紙ノ如クニ印刷シ、警察官吏ヲシテ秘密ニ之ヲ患家ニ配布セシメタリ

10 明治42年 湯ノ沢地区患者の細菌検査に係る意見具申

【A0181A0M 2532】明治42年「地方官会議ニ関スル参考書綴」

警察諮問事項

防疫ニ関スル件

第一 癩ノ細菌検査ニ関スル件

本県草津町ノ一隅ニアル癩患者ノ部落中ニハ同患者ノ治療ヲ目的トセル医師アルカ故ニ、将来ハ同患者ニ関スル多数ノ届出ニ接スヘシ、然ルニ此届出ニ依リ、細菌検査ヲ行ヒタル結果、神経癩ノ如キ細菌ヲ発見スルコト能ハサルモノアリテ、之ヲ癩病ニアラスト決定センカ、此等ノ者ニ対シテハ予防消毒ヲ行ハシムルコト能ハサルニ依リ、彼等ハ多年他ノ一般住民ト隔離セル習慣ヲ無視シ、追テ一般住民ノ居住セル中央部落ニ入り来リ、公衆浴場ニスラ入ルノ虞アリ、斯クテハ外来ノ浴客ヲ以テ目的トスル同町ノ繁栄ニ至大ノ影響ヲ及ホスヤ必セリ、想フニ此ノ如キ部落ニ接近セル他ノ場所ニ於テモ、亦同様ノ結果ヲ来タスモノナラン、故ヲ以テ此ノ如キ部落ヲ為セル場所ニ在リテハ、細菌検査ノ成績ニ依ラサルモ、癩患者ト決定シ得ラル、場合アルコトヲ望ム

11 明治43年 癩患者等の幼老同伴者の救護補助に係る国への要望

【A0181A0M 2614】明治43年「地方官会議書類」

癩患者、行旅死亡人、行旅病者等ノ同伴者ヲ收容スル為メ相当ノ養育所ヲ設置スルカ、或ハ之等ノ者ヲ私設ノ養育院等へ收容セシメタル場合ニハ、其養育費ノ幾許ヲ補助スヘキ道ヲ開カレンコトヲ望ム

理由

癩患者、行旅死亡人等ノ同伴者ニシテ、幼老ノ為メ救護ヲ要スト認ムル場合ニハ、市町村長ヲシテ之ヲ救護セシムルノ規定ナルモ、幼老者ノ如キヲ救護ノ必要一時的ニアラスシテ、多クハ永続的ニ之ヲ救護スルノ必要アルヲ通例トスルモ、市町村長ハ之等永続的ニ救護ストノ費用ト手数トニ堪ヘサルヨリ、勢之ヲ新平民等ニ托スルニ至シカ故ニ、逆ニハ幼者ノ如キハ不良化シスル者アルヲ免レス

12 大正2年 知事事務引継書（全生病院送致数及び湯ノ沢集落移転経過）

【A0181A0T 1131】大正2年度「事務引継書（黒金、大芝知事）」

衛生課

五 癩予防ニ関スル件

明治四十二年十一月、第一区府県立全生病院開設以来同院へ送致シタル該患者ハ、総計十七名ニシテ、内死亡六名、逃走、所在不明二名、現在九名在院セリ、而シテ草津町ニ於ケル癩患者ノ集合シ居ル部落八年々患者増加シ、不潔醜態ヲ極メ、同鉱泉ノ発達上ニ影響スルノミナラス、公衆衛生上等閑ニ附スヘカラサル状態ナルヲ以テ、同町ニ於テ之レヲ移転セシムルノ計画ヲ為シ、目下之レカ国庫補助ヲ稟請中ニアリ、既ニ内務省ニ於テモ其実況調査ヲ為サントスル運ヒニ至レリ

13 大正3年 草津町温泉使用料条例

【A0384A0G 989 3-2】大正12年度「県参事会議案綴」

大正三年 草津町温泉使用料条例（大正三年五月十九日 許可八四一号）

第一条 本町ハ本鉱区内ノ温泉ニ入浴スル浴客ヨリ、左ノ使用料ヲ徴収ス

一、十五才以上、一人一日金拾五銭以内

一、六才以上十五才未滿、一人一日金六銭以内

前項徴収額ハ毎年町会ニ於テ之ヲ定ム

癩病患者ハ半額以内トス

第二条 本町ニ定泊スル浴客ヲ除クノ外、本温泉ヲ使用スル者ハ、何人ヲ問ハス入浴一回毎ニ、左ノ使用料ヲ納ムヘシ

但シ、本町民ニシテ本泉ヲ使用スルモノニ対シテハ、使用料ヲ免除スルコト

一、十五才以上、一回四銭

一、六才以上十五才未滿、一回貳銭

第三条 使用料ハ入浴券ヲ以テ前納スヘシ

第三条ノ二 前三条ノ規定ハ公務ノ為出張セル官吏及修学旅行其他ノ五人以上団体旅行者ニハ之ヲ適用セス

第三条ノ三 温泉ヲ引用シテ内湯ニ設ケタル宿屋ニ対シテハ、浴客数ニ応シ第一条ニ規定スル料金ヲ積算シ、其ノ営業者ヨリ之ヲ徴収ス

第四条 癩病患者ハ其ノ指定区域外ノ温泉ニ入浴スルコトヲ得ス

第五条 本町民ハ一定ノ区域ニ於ケル温泉ノ一定量ニ限り、町長ノ許可ヲ得、自家ニ引用シ、内湯ヲ設クルコトヲ得

前項温泉ノ区域浴槽樋管口ノ制限及温泉供給量ハ、町会ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

- 従来引用シ来レル者ニ対シテハ、前項ノ規定ヲ適用セス
- 第六条 前条ニ依リ内湯ヲ設クル費用ハ、凡テ設置者ノ負担トス
- 第七条 本条例施行ニ関シ、必要ナル規定ハ町会ノ議決ニ依リ之ヲ定ム
附則
- 第八条 本条例ハ公布ノ日ヨリ施行ス
- 第九条 明治四十年十二月十一日公告温泉使用料条例、及同四十二年一月十六日公告浴室
使用料徴収条例ハ、本条例施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

14 大正3年 警察署巡閲注意事項

【A0181A0T 155】大正6年度「巡閲注意事項」

大正三年十月三十日

藤岡警察署長ニ指示伺案

七、癩患者ニ関スル件

癩患者ハ名簿ニ現在三名掲載シアルモ、内一名ハ明治四十三年中ニ於テ、他一名ハ同四十五年中死亡シ、残一名ハ目下所在不明ニ属スルモノナリ、然ルニ之レカ整理ヲ為サザルアリ、斯テハ県令ニ定メラレタル取扱ノ主旨ニ反スルヲ以テ、此際名簿ノ削除ヲ行フト同時ニ本庁ニ対シテモ前記報告ヲ為シ、完全ナル整理ヲ遂ゲルハ勿論、部内居住者ニシテ該当ノ者ナキヤ否ニ留意シ、必要ノ場合ニ於テハ口探ヲ得テ検診ヲ行フ事適切ナル取締ヲ要ス

大正三年十一月五日

原町警察署

九、癩患者ニ関スル件

癩患者ニ関シテハ、本年七月中受持巡査ノ調査報告ニ依レハ、部内ニ廿一名ノ患者ハアルニモ不拘、癩患者名簿ニハ僅カニ所在不明ニ属スル一名ノ患者ヲ掲載セルニ過キズ、医師ノ届出アリタル時ハ勿論、其他ノ事由ニヨリテ癩患者タルコトヲ知りタル時ハ、直ニ名簿ニ掲載シ、知事ニ報告スヘク必要ヲ認メタル場合ニアリテハ検診ヲ行フコトヲ得ルモノナルヲ以テ、訓令（明治四十二年六月十八日訓令第四十五号）ノ精神ニ従ヒ、適切ニ処理スヘシ

注意事項

長野原警察署

一二、癩患者ニ関スル件

癩患者名簿ヲ見ルニ掲載セルモノ僅カニ二名ニ過キズシテ、内一名ハ本年八月中全生病院ニ送致シタル者ナリシニ名簿ノ整理ナシ、由来癩患者ノ巢窟ヲ以テ名アル草津ノ如キ特種ノ部落ヲ有スルニモ不拘、名簿ニ掲上シアル者二名ヲ超ヘザル事ナラズ、之レニ対シ何等予防方法ヲ講セザルニ至リテハ、甚タシキ欠陥ト認メラル、本年七月中本庁ヨリノ指示ニ対シ、救護ヲ要スル者ノ調査ヲ為シ、各際ニ於ケル受持巡査ノ報告ニ依ルモ多数ノ現在患者アリ、本件ハ当署トシテハ、大ニ留意スベキ事柄ニ属ス、然ルニ毫モ之ニ対シ意ヲ用ヒタル跡ヲ見ル能ハザルハ、甚ダ遺憾トスル処ナリ、直チニ名簿ノ完成ヲ期スルト共ニ病毒伝播ノ防止ニ努力セラルベシ

注意事項

沼田警察署

二二、癩患者ニ関スル件

癩患者ハ名簿掲載アルモノ僅ニ四名アリ、本年七月中癩患者ニ関スル調査ヲ為シタル場合ニ於テ受持巡査ノ報告ニ依レハ、前記ノ外□□四名アリ、其他救護ヲ要セザルモ多数ノ患者アルヤニ聞知セリ、然ルニ之レニ対シテ何等注意取締ヲ為シタル実認メ難キモノ多シ、爾今医師ノ届出アリタルトキハ勿論、其他ノ事由ニ依リテ癩患者タルコトヲ知りタルトキハ、直チニ名簿ニ掲載シ知事ニ報告スベク、又救護ノ必要ノ場合ニアリテハ挨

撈ヲ得テ検診ヲ行フ等適切ノ手段ヲ施シ、以テ病毒伝播ノ防止ニ努力セラルヘシ

注意事項

下仁田警察分署

八、癩患者ニ関スル件

癩患者名簿ヲ見ルニ登載セシ者一名ニ過キササルモ、本年七月中同患者ニシテ特ニ救護ヲ要スル者ニ対シテノ調査報告ニ豈スルモ他二名ノ患者アルコトヲ認ム、然ルニ之レヲ名簿ニ提上セサルノミナラス、何等予防ノ方法ヲ講シタル形跡ナシ、予防上適切ノ取締ヲ要ス

注意事項

大胡警察署

十、癩患者ニ関スル件

本年六月中癩患者ニシテ救護ヲ要スルモノヲ調査スヘク本庁ヨリノ指示ニ対シ、今月廿七日ヲ以テ該当者一名モナキ旨復申セルカ、受持巡査ニ調査ヲ命セズ何等実査ヲ為サズシテ、以上ノ復申ヲ為セリ、苟モ調査指示ニ対シ□ニ出テタル復申ヲ為スカ如キコトアリテハ其不都合ナルハ勿論、斯テハ其目的ヲ達スルコト能ハザルヘシ、将来スノ如キコトナキ様特ニ留意ヲ要ス

注意事項

渋川警察署

一、癩ニ関スル事項

私宅療養患者一名、平素取締ノ実跡ナシ、又療養者名簿ニ届出年月日、診断医、診断法、職業等ノ記載ナク、殊ニ現症ノ記載ハ診断当時ト別状ナク、日ニ農業ニ従事シ居タリトアリ適当ナラス

注意事項

富岡警察署

癩患者ニ関スル事項

現在癩患者五名アリ、而シテ各受持ノ勤務日誌ヲ見ルニ、更ニ取締ヲ為シタル形式ナシ

注意事項

万場警察分署

癩患者ニ関スル事項

現在私宅治療患者三名アリ、之レカ取締ニ関シテハ閑却シ居リ、且名簿ノ整理完全ナラス、昨年四月死亡シタル患者ニ対シ名簿ノ整理ナシ

注意事項

境警察分署

癩患者ニ関スル事項

現在癩患者二名アリ、受持巡査ノ勤務日誌ヲ見ルニ、時々患家へ臨ミ居ル記事アルモ要領ヲ得ス、単ニ自宅ニ寝臥シアリトノミアリ、本件ハ法規ニ則リ予防上相当取締ヲ要ス

注意事項

館林警察署

一、癩予防ニ関スル事項

私宅療養患者二名中一名逃走、現在一名アリト雖、平素取締ノ実跡ナシ、自今関係法規ニヨリ取締ヲナスヘシ

前橋警察署

一、癩ニ関スル件

私宅療養患者三名アリ、受持巡査ノ勤務日誌ニ徴スルニ視察取締ノ実跡ナシ

高崎警察署

一、癩ニ関スル件

私宅療養患者四名アリ、勤務日誌ニ徴スルニ視察取締ノ実跡ナシ

原町警察署

一、癩ニ関スル件

私宅療養患者ハ六名アリト雖モ、取締ノ実跡ナシ、又医師ヨリ患者死亡ノ旨届出アルニ、其ノ儘簿冊ニ編纂シ在リ、至急知事ニ報告ヲ要ス

15 大正5年 予防方法に関する各府県の意見

【A0181A0T 156 2-2】大正6年度「指示・訓示其他」

療養所ニ收容セサル癩患者ニ関スル件（大正五年五月十日）

内務省衛生局

癩予防ニ関スル件要旨一覧表（抄）

予防方法ニ関スル意見

東京府	回答ナシ
神奈川県	療養所ノ收容力ヲ拡張シ、資力ノ有無ニ関セス強制的ニ收容、各府県ノ取締ヲ統一スルコト
新潟県	回答ナシ
埼玉県	療養所ヲ拡張シ下層民ニシテ予防消毒ノ実行望ムヘカラサルモノヲモ收容ス
群馬県	回答ナシ
千葉県	回答ナシ
茨城県	明治四十年三月法律第十一号改正予防消毒費ハ市町村費ヨリ支出シ、府県費及国費ヨリ補助、療養所ノ拡張
栃木県	回答ナシ
愛知県	療養所ノ收容力ヲ大ナラシメ出来得ヘクンハ、各府県一ヶ所設置、患者遺棄隠微ノ陋習ヲ芟除セシムルコト
静岡県	島嶼又ハ隔絶セシ地域ニ多数ノ患者ヲ強制的ニ住居ヲ移転セシムルノ方法ヲ講スルコト
山梨県	全生病院負担経費ヲ転シテ特殊私立病院ニ補助シ、管内患者收容力ノ利益ナリ一般患者ヲ離島ニ隔離
長野県	療養所收容力増加、療養所ヲ島嶼ニ設置、有資患者保護ノ途ヲ開クコト

群馬県

(一) 消毒其ノ他予防方法ノ実況

秘密ニ視察取締ヲナシ居レルカ、衛生思想幼稚ナル結果、予防消毒ヲ軽視スルノ弊アルヲ以テ、衛生講習会等ニヨリ該思想ノ啓発ヲ期シ、又一面患者ノ早期発見ニ努メツツアリ

県下草津ニ全国ヨリ来集セル患者約三百名自然一部落ヲナス

(二) 予防方法ニ関スル意見

別ニ回答ナシ

16 大正7年 全生病院收容癩患者調（郡市別）

【A0181A0T 537】大正8年度「衛生及病院費予算」

收容癩患者調 大正7年10月末現在

郡市別	全生病院へ 送致人員	收容後死亡 逃走人員	現在收容 人員
北甘楽郡	7	6	1
吾妻郡	2	2	0
利根郡	4	4	0
山田郡	2	2	0
碓氷郡	2	2	0
前橋市	1	0	1
多野郡	3	0	3
勢多郡	1	0	1
計	22	16	6

備考：明治四十二年以降ノモノナリ

第一区府県立全生病院收容数 448人 10月末日現在

17 大正11年 全生病院予算協議会復命書

【A0384A0G 971】大正11年度「県会会議 県会議案 県参事会報告 県参事会雑件」

復命書

大正十一年九月十五日

技師 ○○○○

群馬県警察部長 ○○○○ 殿

全生病院予算協議会ニ関スル件

御命ニ依リ本月十一日・十二日、東京府庁ニ於テ開催セル全生病院予算協議会ニ出席議定候事項、左ノ通及復命候也

会議ノ模様

一、各府県出席者、別紙謄写ノ通（略ス）

二、会議第一日ハ、午前十時ヨリ午後二時迄、議案説明及質問、午後二時ヨリ全生病院実況視察ヲナス

第二日午前九時半ヨリ別紙出席者ノ内、各県衛生課長（栃木県ハ理事官）会合秘密会ヲ開キ予算査定ノ協議ヲ遂ケ午前十一時ヨリ午後二時迄会議開会、次ノ通議決シタリ

議決事項

一、第一号議案 大正十二年度歳入歳出予算、金拾七万九千貳百貳拾壹円七拾壹錢ハ原案之ヲ認ム

二、第二号議案 大正十一年度追加予算、金拾五万六千八拾円ヲ金拾万五千五百六拾貳円五拾錢ニ削減（削減額金五万五百拾七円五拾錢）ス、削減ノ内容ハ別紙第二号議案、歳出臨時部建築費予算参考書訂正ノ通、建築費単価低減、雑費ノ減額及礼拝堂外五件ノ削除ニ依ル

三、第三号議案 大正十二年度追加予算金壹万六千参百八拾六円四拾七錢ハ、第二号議案ニ依ル拡張ニ伴フ患者増員ニ関スル費用ナルモ、従来ノ経過ニ鑑ミ拡張工事ノ竣工期不明ナルニ付、其必要生シタル時更ニ提案スルヲ適当ト認メ原案撤回セシム

備考 一、秘密会ニ於テ第一号議案ニ就テハ、本職ハ一割減ヲ主張シタルモ、遂ニ前記ノ通原案ニ決セラレタリ

二、全第二号議案中ノ建築費単価ニ割減ヲ主張シタルモ大約一割減ニ決セリ

内務省発衛第一一三号
大正十一年六月十九日

〇〇内務次官

宇佐美東京府知事殿
第一区府県立全生病院拡張ニ関スル件依命通牒
療養ノ途ナキ癩患者ニ対スル救護上、客年度ニ於テ第一区府県立全生病院ノ一部拡張ニ着手相成候処、引続キ本年度ニ於テハ、左記ノ通右全生病院ヲ拡張シ、患者収容上遺憾ナキ様御取計相成度

記

一、患者百五十人ヲ収容スルニ必要ナル病舎ノ建設

18 大正12年 湯ノ沢集落移転及び救護施設の新設に関する県会建議書

【A0384A0G 1001】大正13年度「県参事会雑件 県会会議」

建議書

古来癩病ハ恐ルヘキ伝染性ヲ有シ、一ト度是ニ感染センカ、其療養ハ頗ル困難ナリトス、然シテ我日本カ世界ニ於ケル有数ノ癩病国ト注目セラレツ、アルニ不拘、之レカ予防施設ニ就テハ、未タ何等ノ見ルヘキナク、僅カニ各府県連合シテ分担金ヲ支出シ、該患者ヲ収容スル病院ヲ設置シツ、アルモ、是レ亦徹底的ノ効果ヲ見ス、此ノ憐ムヘキ患者ニ対シテ、国家トシテ救護救恤ノ恩典ニ浴スルコト浅薄ナルハ、頗ル遺憾トスル所ナリ

本県吾妻郡草津温泉ハ、夙ニ該病ニ偉効アリト称シ、該患者ノ来テ浴養スルモノ多ク、何時シカ同町字湯ノ沢ニ一部落ヲ形成シ、今ヤ戸数百五十一戸中殆ント該患者ヲ以テ充タサルニ至ル、然カモ其部落ハ草津町ト接続シ、其危険実ニ薄氷ヲ履ムノ感アラシム、本県茲ニ留意スルト雖、是等徹底的施設ハ県經濟ノ到底能クスル所ニアラス、素本問題ノ如キハ、国家カ相当ニ処置スルノ当然ナルヲ信ス、此際宜シク国家ハ速カニ該患者ヲ適當ノ地域ニ移転離隔シ、一ハ公衆衛生ノ不安ヲ除却シ、一ハ斯ノ可憐ナル患者ノ救護並其予防撲滅ニ資スルノ施設アラシムコトヲ望ム、右府県制第四十四条ニ依リ意見書提出候也

大正十二年十二月十二日

群馬県会議長 森川 抱次 (印)

内務大臣 子爵 後藤 新平 殿

19 大正14年 患者救護に関する内務省衛生局長通知

【A0181A0T 775 4-3】昭和3年度「会議（地方長官会議・警察部長会議・衛生技術官会議）」

発衛第一二〇号

大正十四年八月四日

内務省衛生局長

各地方長官（東京府ハ知事・警視總監連名）宛

癩患者ノ救護ニ関スル件

標記之件ニ関シテハ、過般警察部長及地方衛生技術官事務打合会ニ於テ、夫々指示相成候次第モ有之候処、従来癩予防ニ関スル法律第三条ノ規定ニ依ル患者ノ療養所入所ニ関シテハ頗ル狭義ニ解シ、概ネ浮浪患者タルモノ以外ハ入所セシメラレサルカ如キ状況ニ有之様被存候得共、同条ニ於ケル「療養ノ途ヲ有セス」ナル字句ニ就テハ、療養ノ資力ヲ有セサルモノ、之ニ該当スヘキハ勿論、療養ノ設備ヲ有セサルモノヲモ含ム義ニシテ、今日ニ於テハ猶未タ何レノ患者ト雖モ、殆ト療養ノ設備ヲ有セサルモノト考フルノ外ナキ状況ニ有之、尚「救護者」ナル字句ニ就テハ、扶養義務者ナルト否ヲ問ハス、畜ニ患者ヲ扶養ス

ルニ止マラス、療病的処遇ヲ与フルモノナルコトノ謂ト解スヘク、旁々患者ノ入所資格ハ、相当広キモノト被存、又同法第五条ニ於ケル患者救護費ノ補償ハ、大体其ノ弁償困難ナリト認メラルハ、場合ニ於テハ、成ルヘク軽減又ハ免除シ、其ノ弁償ヲ求ムル場合ニ在リテハ、患者ノ従来自宅ニ於ケル生活費ヲ標準トシ、其ノ限度ヲ越エサル様御取計相成度、殊ニ扶養義務者ヨリ其弁償ヲ求ムル場合ニ於テハ、扶養義務者ノ民法上ノ扶養義務ノ程度ヲ超エサル様御取計相成度、依命及通牒候也

(参照) 癩予防ニ関スル件

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス、且救護者ナキモノハ、行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ、療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ、但シ適当ト認ムルトキハ、扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

第五条 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担トシ、被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ、其ノ扶養義務者ノ負担トス

20 大正14年 癩患者全国一斉調査統計 (内務省)

【A0181A0T 775 4-3】昭和3年度「会議 (地方長官会議・警察部長会議・衛生技術官会議)」

大正十四年十一月十七日調査 癩患者ニ関スル統計 内務省衛生局

本書に載録せる統計は、大正十四年十一月十六日を期し、全国一斉に各警察官署をして、管内に於ける総ての癩患者に就きて、下記小票に依り調査せしめたる結果を集計せるものにして、患者総数一万五千三百五十一人なり。之を大正八年三月三十一日に於ける全国一斉調査の結果に依る患者数一万六千二百六十一人に比すれば、九百十人の減少を示せり。本調査は警察官吏をして之に当らしめたるものなるを以て、患者の認定は必ずしも正確を保し難く、従って載録の患者数と実際の患者数とは或は一致せざる所あるべしと雖も、前記両度の調査は略々同一調査条件の下に行はれたるものなるを以て、之に依りて本邦に於ける癩患者の消長並之が分布状態の一斑を知るを得べし。

昭和二年五月

内 務 省 衛 生 局

癩 患 者 調 査 票		(大正十四年十一月十六日現在)	
道 府 県	警 察 (分) 署	内務省衛生局	
番 号			
現 所 在 地		市	
		郡	
本 籍	道 府 県	市 郡	町 村
職 業	(甲) 患者ノ 職 業	(乙) 家計ノ主 ナル職業	
男 女 別		男	女
年 齢			
療養資力ノ有無		有	無
療 養 別		府県立療養所	私立療養所 病院 私宅 一時救護 浮浪
医師届出ノ有無		有	無

(裏 面)

癩患者調査票記入方ニ関スル注意

内 務 省 衛 生 局

- 1、本調査ハ大正十四年十一月十六日一斉調査ノ結果ヲ記載スルコト
- 2、番号欄ニハ従来ノ患者台帳番号ニ関セズ本調査ニ依リ発見セル総テノ患者ニ付セル新ナル番号ヲ記載スルコト
- 3、職業欄 (甲) ニハ患者ノ職業ヲ記入シ (乙) ニハ家計ノ主ナル職業ヲ記入スルコト患者若シ家計ノ主腦者ナルトキハ (乙) ニ斜線ヲ引クコト職業名ハ農工商ノ如キ総称ヲ用ヒズ成ル可ク詳細ニ記入シ職業ナキトキハ「ナシ」ト記入スルコト
- 4、年齢ハ数へ年ニ依ルコト
- 5、療養資力ノ有無欄ニハ直接国税三円以上ヲ納ムルモノヲ「有」トシ以下ヲ「無」トスルコト
- 6、男女別欄、療養資力ノ有無欄、療養別欄及医師届出ノ有無欄中該当ノ事項ニハ圈点ヲ付スルコト

目 次

第一表	所在地別癩患者
第二表	人口一万ニ対スル癩患者 (略)
第三表	本籍地別癩患者 (抄録)
第四表	年齢別癩患者 (略)
第五表	職業別癩患者 (略)
第六表	療養資力別癩患者
第七表	医師届出ノ関係別癩患者 (略)
第八表	療養ノ状態別癩患者

第一表 所在地別癩患者

	総数			
	男	女	不詳	計
総数	10,925	4,409	17	15,351
東京府	649	231	-	880
京都府	106	37	2	145
大阪府	587	179	-	766
神奈川県	73	31	-	104
兵庫県	362	128	-	490
長崎県	240	104	-	344
新潟県	127	42	-	169
埼玉県	41	14	-	55
群馬県	474	241	-	715
千葉県	47	17	-	64
茨城県	67	20	-	87
栃木県	141	66	-	207
奈良県	102	44	-	146
三重県	194	64	-	258
愛知県	533	180	-	713
静岡県	242	100	-	342
山梨県	108	51	-	159
滋賀県	145	45	-	190
岐阜県	261	77	2	340
長野県	94	37	-	131
宮城県	129	60	-	189
福島県	89	59	-	148
岩手県	221	94	2	317
青森県	369	169	-	538
山形県	95	46	-	141
秋田県	168	70	8	246
福井県	151	44	-	195
石川県	70	18	-	88
富山県	60	13	-	73
鳥取県	64	20	-	84
島根県	158	47	-	205
岡山県	158	69	-	227
広島県	173	61	-	234
山口県	243	81	-	324
和歌山県	111	33	-	144
徳島県	136	53	-	189
香川県	365	127	-	492
愛媛県	262	64	-	326
高知県	137	41	-	178
福岡県	178	62	-	240
大分県	173	66	-	239
佐賀県	113	67	-	180
熊本県	822	388	-	1,210
宮崎県	284	115	-	399
鹿児島県	879	474	3	1,356
沖縄県	617	311	-	928
北海道	107	49	-	156

備考 不詳ノ欄ニ掲載シタルモノハ地方庁ヨリ男女ノ別ヲ明カニセスシテ報告アリタルモノトス

第三表 本籍地別癩患者

		群馬県			計
		男	女	不詳	
総数		474	241	-	715
現所在地ニ本籍ヲ有スル者		132	78	-	210
現所在地ニ本籍ヲ有セサル者	総数	341	162	-	503
	自府県ニ本籍ヲ有スル者	16	7	-	23
	総数	325	155	-	480
	他府県ニ本籍ヲ有スル者	25	17	-	42
	東京府	5	1	-	6
	京都府	5	2	-	7
	大阪府	10	5	-	15
	神奈川県	4	1	-	5
	兵庫県	2	-	-	2
	長崎県	29	12	-	41
	新潟県	12	8	-	20
	埼玉県	-	-	-	-
	群馬県	7	5	-	12
	千葉県	12	4	-	16
	茨城県	20	10	-	30
	栃木県	2	-	-	2
	奈良県	11	3	-	14
	三重県	25	17	-	42
	愛知県	27	9	-	36
	静岡県	15	8	-	23
	山梨県	3	1	-	4
	滋賀県	10	-	-	10
	岐阜県	22	17	-	39
	長野県	6	2	-	8
	宮城県	14	9	-	23
	福島県	3	1	-	4
	岩手県	4	-	-	4
	青森県	7	5	-	12
	山形県	3	5	-	8
	秋田県	5	3	-	8
	福井県	4	-	-	4
	石川県	7	1	-	8
	富山県	-	-	-	-
	鳥取県	-	1	-	1
	島根県	2	-	-	2
	岡山県	4	-	-	4
	広島県	2	-	-	2
	山口県	2	-	-	2
	和歌山県	-	-	-	-
	徳島県	1	1	-	2
香川県	-	1	-	1	
愛媛県	-	-	-	-	
高知県	1	-	-	1	
福岡県	2	-	-	2	
大分県	1	1	-	2	
佐賀県	2	3	-	5	
熊本県	1	-	-	1	
宮崎県	-	-	-	-	
鹿児島県	-	-	-	-	
沖縄県	8	2	-	10	
北海道	-	-	-	-	
内地以外ニ本籍ヲ有スル者	1	1	-	2	
本籍不明ノ者					

第六表 療養資力別癩患者

	総 数				療養資力有ル モノ			療養資力無キ モノ			療養資力不 明ナルモノ		
	男	女	不 詳	計	男	女	不 詳	男	女	不 詳	男	女	不 詳
総 数	10,925	4,409	17	15,351	3,670	1,262	5	7,245	3,139	11	10	8	1
東京府	649	231	-	880	28	8	-	621	223	-	-	-	-
京都府	106	37	2	145	37	16	-	69	21	2	-	-	-
大阪府	587	179	-	766	85	21	-	502	157	-	-	1	-
神奈川県	73	31	-	104	18	9	-	55	22	-	-	-	-
兵庫県	362	128	-	490	150	43	-	212	85	-	-	-	-
長崎県	240	104	-	344	108	37	-	132	67	-	-	-	-
新潟県	127	42	-	169	47	17	-	80	25	-	-	-	-
埼玉県	41	14	-	55	19	4	-	22	10	-	-	-	-
群馬県	474	241	-	715	46	15	-	427	224	-	1	2	-
千葉県	47	17	-	64	17	11	-	30	6	-	-	-	-
茨城県	67	20	-	87	29	11	-	37	9	-	1	-	-
栃木県	141	66	-	207	82	28	-	59	38	-	-	-	-
奈良県	102	44	-	146	42	12	-	60	32	-	-	-	-
三重県	194	64	-	258	98	25	-	96	39	-	-	-	-
愛知県	533	180	-	713	255	79	-	278	100	-	-	1	-
静岡県	242	100	-	342	84	34	-	158	66	-	-	-	-
山梨県	108	51	-	159	37	18	-	71	33	-	-	-	-
滋賀県	145	45	-	190	73	25	-	71	18	-	1	2	-
岐阜県	261	77	2	340	111	25	1	148	52	1	2	-	-
長野県	94	37	-	131	45	16	-	49	21	-	-	-	-
宮城県	129	60	-	189	58	27	-	71	33	-	-	-	-
福島県	89	59	-	148	40	22	-	49	37	-	-	-	-
岩手県	221	94	2	317	127	46	-	94	48	1	-	-	1
青森県	369	169	-	538	125	40	-	244	129	-	-	-	-
山形県	95	46	-	141	58	25	-	37	21	-	-	-	-
秋田県	168	70	8	246	66	29	3	102	41	5	-	-	-
福井県	151	44	-	195	91	24	-	60	26	-	-	-	-
石川県	70	18	-	88	37	9	-	33	9	-	-	-	-
富山県	60	13	-	73	24	3	-	36	10	-	-	-	-
鳥取県	64	20	-	84	17	5	-	47	15	-	-	-	-
島根県	158	47	-	205	56	13	-	101	34	-	1	-	-
岡山県	158	69	-	227	75	25	-	83	44	-	-	-	-
広島県	173	61	-	234	76	21	-	97	40	-	-	-	-
山口県	243	81	-	324	91	32	-	152	49	-	-	-	-
和歌山県	111	33	-	144	39	9	-	72	24	-	-	-	-
徳島県	136	53	-	189	38	9	-	98	44	-	-	-	-
香川県	365	127	-	492	52	14	-	313	113	-	-	-	-
愛媛県	262	64	-	326	75	10	-	187	54	-	-	-	-
高知県	137	41	-	178	54	15	-	83	20	-	-	-	-
福岡県	178	62	-	240	55	15	-	123	47	-	-	-	-
大分県	173	66	-	239	90	28	-	83	38	-	-	-	-
佐賀県	113	67	-	180	69	35	-	44	32	-	-	-	-
熊本県	822	388	-	1,210	226	94	-	596	294	-	-	-	-
宮崎県	284	115	-	399	104	37	-	180	78	-	-	-	-
鹿児島県	879	474	3	1,356	255	123	1	621	349	2	3	2	-
沖縄県	617	311	-	928	241	95	-	375	216	-	1	-	-
北海道	107	49	-	156	20	3	-	87	46	-	-	-	-

第八表 療養ノ状態別癩患者（原本：男女別）

		府県立 療養所	私立療 養所	病院	私宅	一時救 護	浮浪	刑務 所	不詳
総 数	15,351	1,845	365	45	12,834	63	177	1	21
東京府	880	721	45	6	97	2	8	-	1
京都府	145	-	-	-	120	-	25	-	-
大阪府	766	397	-	2	348	12	5	1	1
神奈川県	104	-	-	-	104	-	-	-	-
兵庫県	490	-	8	1	451	5	25	-	-
長崎県	344	-	-	-	343	1	-	-	-
新潟県	169	-	-	-	167	-	-	-	3
埼玉県	55	-	-	1	53	1	-	-	-
群馬県	715	-	56	1	658	-	-	-	-
千葉県	64	-	-	-	64	-	-	-	-
茨城県	87	-	-	1	84	-	1	-	1
栃木県	207	-	-	-	207	-	-	-	-
奈良県	146	-	-	-	143	1	-	-	2
三重県	258	-	-	-	258	-	-	-	-
愛知県	713	-	-	1	712	-	-	-	-
静岡県	342	-	73	-	261	1	5	-	-
山梨県	159	-	36	-	122	1	-	-	-
滋賀県	190	-	-	-	190	-	-	-	-
岐阜県	340	-	11	2	301	13	11	-	2
長野県	131	-	-	-	131	-	-	-	-
宮城県	189	-	-	-	188	-	-	-	1
福島県	148	-	-	-	144	3	1	-	-
岩手県	317	-	-	-	308	-	2	-	7
青森県	538	158	-	-	375	4	1	-	-
山形県	141	-	-	-	139	-	2	-	-
秋田県	246	-	-	-	243	-	3	-	-
福井県	195	-	-	-	195	-	-	-	-
石川県	88	-	-	-	88	-	-	-	-
富山県	73	-	-	-	73	-	-	-	-
鳥取県	84	-	-	-	84	-	-	-	-
島根県	205	-	1	-	204	-	-	-	-
岡山県	227	-	-	1	222	1	3	-	-
広島県	234	-	-	15	214	3	2	-	-
山口県	324	-	-	-	322	-	2	-	-
和歌山県	144	-	-	1	138	-	5	-	-
徳島県	189	-	-	1	183	-	5	-	-
香川県	492	254	-	-	206	3	29	-	-
愛媛県	326	-	-	1	307	1	17	-	-
高知県	178	-	16	1	160	-	1	-	-
福岡県	240	-	-	4	234	-	1	-	-
大分県	239	-	-	2	236	-	1	-	-
佐賀県	180	-	-	-	180	-	1	-	-
熊本県	1,210	315	112	-	778	-	5	-	-
宮崎県	399	-	-	1	392	-	6	-	2
鹿児島県	1,356	-	7	2	1,331	4	10	-	2
沖縄県	928	-	-	-	925	-	1	-	2
北海道	156	-	-	-	149	7	-	-	-

21 大正14年 全国癩患者概数（大正8年との比較）

【A0181A0T 744 2-2】大正12年度「参考統計（内務省又ハ他府県ヨリノモノ）」

癩患者概数（大正14年11月16日現在）

	府県報告数	所在不明者又ハ重複患者数	差引実数	大正8年3月調査癩患者数	増	減	備考
北海道	156		156	226		70	
東京	880		880	620	260		
京都	153		153	119	34		
大阪	766		766	699	67		
神奈川	104		104	100	4		
兵庫	490		490	504		14	
長崎	344		344	357		13	
新潟	221	32	189	152	37		
埼玉	76	12	64	106		42	
群馬	715		715	290	425		
千葉	85	21	64	146		82	
茨城	153	66	87	111		24	
栃木	207		207	238		31	
奈良	146		146	158		12	
三重	258		258	302		44	
愛知	712		712	1,080		368	
静岡	342		342	351		9	
山梨	159		159	182		23	
滋賀	211	12	199	217		18	
岐阜	362	14	348	413		65	
長野	131	1	130	169		39	
宮城	208	17	191	259		68	
福島	146	4	142	247		105	
岩手	322	5	317	364		47	
青森	538		538	563		25	
山形	141		141	207		66	
秋田	259	9	250	269		19	
福井	195		195	223		28	
石川	88		88	116		28	
富山	73		73	113		40	
鳥取	84		84	107		23	
島根	205		205	224		19	
岡山	231	1	230	234		4	
広島	234		234	231	3		
山口	324		324	393		69	
和歌山	144		144	159		15	
徳島	193	4	189	227		38	
香川	492		492	354	138		
愛媛	326		326	342		16	
高知	179		179	208		29	
福岡	240		240	123	117		
大分	246	5	241	243		2	
佐賀	180		180	309		129	
熊本	1,209		1,209	1,498		289	
宮崎	408	2	406	424		18	
鹿児島	1,335	1	1,334	1,743		409	
沖縄	935		935	541	394		
合計	15,606	206	15,400	16,261	1,479	2,340	総計 861減

22 昭和元年 県内癩患者調査

【A0181A0T 775 4-3】昭和3年度「会議（地方長官会議・警察部長会議・衛生技術官会議）」

一 癩予防ニ関スル件

癩予防ニ関シテハ、既設道府県立癩療養所ノ拡張ニ依テ、患者収容力ノ増加ヲ図リツツアリト雖、固ヨリ之ヲ以テ十分ノ効果ヲ期待シ得ヘキニ非ス、殊ニ癩患者ノ如ク長期ノ隔離ヲ必要トスル者ニ対シテハ、療養所内ニ於ケル平和ノ保持ニ十分ノ考慮ヲ払ヒ、患者安定ノ途ヲ講スルノ要アルヲ以テ、今回更ニ国立癩療養所ヲ新設シ、同府県立癩療養所ノ施設ト相俟テ癩予防ノ効果ヲ全カラシメントス、各位能ク政府ノ意ヲ体シ、癩予防上遺漏ナキヲ期セラレタシ

昭和元年 癩患者調査表
癩患者数

署別	男	女	計
前橋	6	4	10
大胡	3	1	4
高崎	5	4	9
渋川	10	9	19
安中	2	2	4
松井田	2	0	2
富岡	11	0	11
下仁田	2	1	3
藤岡	4	2	6
万場	9	4	13
伊勢崎	4	1	5
境	0	1	1
太田	2	1	3
館林	13	3	16
桐生	3	1	4
大間々	4	1	5
沼田	28	8	36
原町	12	9	21
長野原	356	186	542
計	476	238	714

昭和元年 癩患者調査表

全生病院へ送致患者数		全生病院収容患者総数 府県別調	
郡市別	患者数	送致府県別	患者数
勢多	2	警視庁	392
群馬	1	神奈川県	57
多野	1	新潟	43
北甘楽	2	埼玉	16
碓氷	1	群馬	32
吾妻	12	千葉	19
利根	6	茨城	22
佐波	0	栃木	29
新田	0	愛知	62
山田	2	静岡	56
邑楽	1	山梨	12
前橋	2	長野	34
高崎	2	他地区ヨリ送致	6
桐生	0		
全管	32	計	782 (780)

23 昭和2年 湯ノ沢集落患者騒擾事件に係る警察費予算追加伺

【A0384A0G 1059 3-2】昭和2年度「県参事会議案」

警第一、〇九一号

昭和二年六月二十九日

警察部長

内務部長

警察費予算追加ニ関スル件照会

本月三日吾妻郡草津町ニ於テ癩患者ノ騒擾事件突発シ、之カ取締ノ為メ警部補・巡查ヲ出張セシメタルニ、旅費別表ノ通要シタルモ事予算外ニ属スルヲ以テ、左記ノ通予算追加方御取計相成度、此段及照会候也

記

費目	追加予算高	既決予算高	計	備考
第四款警察費	474	800,392	800,866	
第一項俸給及諸給	474	691,293	691,767	
第二目旅費	474	67,441	67,915	警部補・巡查旅費

助勤旅費調

助勤月日	助勤所名	人員	旅費額	
自六月四日 至六月五日	前橋署	12	177	500
	高崎署	8	120	220
	原町署	11	133	660
計		31	431	380

長野原警察署員出張宿泊料

出張月日	出張人員	一人当夜持 区外出張泊料	計
自六月三日	一夜十人	1,400	42,000
至六月六日	延三十人		
合計			473,380

24 昭和2年 全生病院拡張に係る予算追加議案

【A0384A0G 1074 3-1】昭和2年度「昭和二年通常県会未議了 原案執行関係書類」

昭和二年通常県会追加議案

歳出經常部

第八款 衛生及病院費 追加予算高 七、五一一円

本款追加ヲ要スルハ、一府十一県連合第一区府県立全生病院ハ従来患者収容定員七百五十人ノ所、近時入院希望者激増ノ為メ、大正十五年昭和元年度ニ於テ、土地二万五千坪ノ購入ヲ了シ、更ニ昭和二年度ニ於テ百五十人ヲ収容シ得ル患者住宅病室其ノ他付属建物ヲ建築シ、収容定員ヲ九百人ニ増加センカ為、本年九月十日東京府ニ関係府県ノ協議会ヲ開キ、建築費金十四万九千九百九十三円、初度調弁費金二万七千七百三十円、合計金十七万九百二十三円ヲ承認セル結果、本県ノ負担額ハ直接国税納額割千六百七十五円五錢、人口割五千八百三十五円三十一錢、合計金七千五百十円三十六錢トナルヲ以テ、之ヲ追加シタルモノナリ

25 昭和3年 全生病院各府県分担金の算出内訳（円未満切り捨て）

【A0384A0G 1074 3-2】昭和2年度「通常県会未議了 原案執行関係書類」

府県名	分担金	2分の1国庫補助に 該当する金額			6分の1国庫補助に 該当する金額		
		直接国税 納額割	人口割	計	直接国税 納額割	人口割	計
東京	81,836	1,990	1,107	3,097	50,587	28,151	78,738
埼玉	11,679	95	346	442	2,419	8,817	11,237
千葉	11,692	94	348	442	2,394	8,856	11,250
神奈川	14,457	194	352	547	4,951	8,959	13,910
新潟	16,691	171	460	631	4,359	11,700	16,060
群馬	9,231	70	278	349	1,802	7,079	8,881
茨城	11,478	84	350	434	2,136	8,907	11,044
栃木	9,311	81	371	352	2,059	6,899	8,959
愛知	22,752	283	577	861	7,216	14,674	21,891
静岡	14,471	132	415	547	3,355	10,568	13,923
山梨	5,070	42	149	191	1,081	3,797	4,878
長野	14,301	135	405	541	3,449	10,310	13,760
計	222,976	3,376	5,064	8,440	85,814	128,721	214,535

26 昭和5年 国立癩療養所設置に関する県会質疑

【A0384A0G 1114 3-1】昭和5年度「群馬県通常県会速記録」

○一番（増山作次郎君）癩療養所ガ本県ニ於テ近ク移転サレル、定メラレルト云フコトヲ聴イテ居リマスガ、開会後警察費ノ附議セラレルヤ、警察当局ハ此「レプラ」患者ト云フモノハ空気伝染デアツテ非常ニ危険デアルト云フコトヲ承ツテ居リマスガ、此危険ナル所ノ「レプラ」患者ヲ収容ニナリマス所ノ療養所ハ如何ナル地ニ御定メニナリマシタカ、勿論是ハ内務省ニ於テ指定スルトハ聴イテ居リマスガ、本県ニ位置ヲ定メル以上ハ、危険ナル病氣ト心得マス故ニ、定メシ本県ニ対シテ位置ノ予定ヲ御諮問ニナツテ居ルト思ヒマスカラ、此点ヲ伺ヘルナラバ、幸ニ存ズルノデアリマス

○番外（〇〇〇〇君）只今一番議員ノ御質問ノ後ノ二ツノ問題ニ付キマシテ御答ヘ致シマス、草津ノ湯之沢部落ノ移転ニ付キマシテハ、従来長イ間ノ問題デアリマシテ、本県カラ度々陳情建議等ヲ致シマシテ、又他ノ方面カラモ、色々ナル要求ガ中央方面ニアツタノデアリマスガ、色々ノ事情ノ為ニ未ダ其移転ノ実現ニ至ラナカツタノデアリマス、幸ニモ昭和六年度ノ予算ニ国ノ予算ニ少額デハゴザイマスガ、移転ノ経費ガ計上サレルコトニナツタノデアリマス、本年ノ夏、安達内相ガ御来草ニナリマスルシ、其外又内務当局カラ度々見エマシテ、目下其位置ノ選定中デアリマシテ、マダシツカリ確定ヲ致シタ訳デハナイノデアリマス、約一里バカリ離レマシタ所ニヶ所候補地ガアルノデアリマス、何レニ決定スルカハココ暫ク判明イタサナイノデアリマス、尚又「レプラ」ハ空気伝染デアリマセヌノデアリマス、是ハ接触伝染ナノデアリマス、左様ニ空気伝染ノ伝染病程ニ怖シイモノデハナイノデゴザイマス

27 昭和6年 「癩予防法」(法律第58号)

明治四十年法律第十一号中左ノ通改正ス

本法ニ左ノ題名ヲ附ス

癩予防法

第二条ノ二 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ、左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
- 二 古着、古布団、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ、病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ売買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為サシメ、又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為スコト

第三条 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ、命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ、国立癩療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ

必要ノ場合ニ於テハ、行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ、前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為スベシ

前二項ノ場合ニ於テ、行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ、市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ、癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ、市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ、必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ繰替支弁スベシ

第四条第三項ヲ削ル

第四条ノ二中「被救護者」ヲ「入所患者」ニ改ム

第五条 私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ関シ、必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六条 北海道地方費又ハ府県ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ、第二条ノ二第一号ノ規定ニ依リ従業禁止又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ対シ、其ノ生活費ヲ補給スベシ

第七条第一項ヲ左ノ如ク改メ、同条第三項ヲ削ル

左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス

- 一 第二条ノ第二号ノ規定ニ依リ、行政官庁ニ於テ物件ノ消毒又ハ廃棄ヲ為ス場合ニ要スル諸費
- 二 入所患者(国立癩療養所入所患者ヲ除ク)及一時救護ニ関スル諸費
- 三 検診ニ関スル諸費
- 四 其ノ他道府県ニ於テ、癩予防上施設スル事項ニ関スル諸費

第七条ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府県ニ於テ負担スベキ費用ハ、東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ国库ノ負担トス

第八条中「前条」ヲ「第六条及第七条ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第九条中「扶養義務者」ヲ「親族」ニ改ム

第十条 第一条ノ規定ニ違反シ又ハ第二条ノ二ノ規定ニ依リ行政官庁ノ処分ニ違反シタル者ハ、百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十条ノ二 第二条ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第十一条 医師若ハ医師タリシ者、又ハ癩予防事務ニ関係アル公務員若ハ公務員タリシ者、故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ関シ氏名、住所、本籍、血統関係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏泄シタルトキハ、六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条中「行政官庁ニ於テ救護中」ヲ「療養所ニ入所中又ハ第三条第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

28 昭和6年 群馬県における癩予防法施行細則（群馬県令第53号）
【県報FP182】

群馬県令第53号（衛）

癩予防法施行細則左ノ通定ム

昭和六年十月九日

群馬県知事 平田 紀一

癩予防法施行細則

第一条 癩予防法（以下単ニ法ト称ス）第一条ノ届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ、但シ転
帰ノ届出ニ付テハ氏名、転帰ノ区別及其ノ年月日ヲ具シ之ヲ為スヘシ

- 一 患者又ハ死者ノ住所、氏名、年齢、職業
- 二 発病年月日（死体検案ノ場合ニ於テハ死亡ノ推定年月日時）
- 三 診断又ハ検案ノ年月日
- 四 既往ノ病歴
- 五 現症
- 六 診断ノ方法（臨床診断又ハ顕微鏡検査等ノ区別）

前項ノ届出ニシテ書面ヲ以テスルモノニ付テハ封緘ヲ為シ、且其ノ表面宛名ノ傍ニ病
親展ト記スヘシ

第二条 医師法第二条ニ依リ消毒其ノ他予防方法ヲ指示スルモ、之ヲ実行セサル者アルト
キハ、其ノ患者又ハ死者ノ住所、氏名、年齢ヲ患者又ハ死体所在地所轄警察署長ニ通
知スヘシ

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者癩ト診断セラレタルトキハ其ノ従業ヲ禁止ス

- 一 宿屋、料理店、飲食店、理髪店其ノ他客ノ来集ヲ目的トスル場所ニ於ケル従業者
- 二 産婆、看護婦、鍼灸按摩術営業者、芸妓、酌婦其ノ他直接客ニ接スル業務ニ従事ス
ル者
- 三 菓子、鮫、煮染、肉、乳其ノ他ノ飲食物ノ製造、調理又ハ販売ニ直接従事スル者
- 四 箸、楊枝其ノ他ノ飲食器具及玩具ノ調製又ハ販売ニ直接従事スル者
- 五 貸布団、貸本、古着其ノ他之ニ類スル物件ノ販売、授受ノ業務ニ直接従事スル者
- 六 其ノ他知事ニ於テ病毒伝播ノ虞アリト認ムル職業ニ従事スル者

第四条 古着、古布団、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ
其ノ疑アルモノハ、之ヲ売買、授受スルコトヲ得ス、但シ古着、古布団、古本等ニシ
テ官公署ノ消毒済証印ノ押印シアルモノハ此ノ限ニ在ラス

知事ハ前項ノ物件ニシテ必要アリト認ムル場合ハ警察署長ヲシテ其ノ物件ノ消毒若ハ
廃棄処分ヲ為サシム

第五条 法第九条第二項ノ規定ニ依リ検診ヲ求メムトスル者ハ、左ノ事項ヲ具シ所轄警察
署長ニ申請スヘシ

- 一 申請者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 検診ヲ受クヘキ者ノ住所、氏名及生年月日
- 三 申請者ト検診ヲ受クヘキ者トノ続柄
- 四 癩ト診断シタル医師ノ診断書

法第九条第三項ノ検診ヲ求メムトスル者ハ、癩予防法施行規則第六条第二項ニ規定セラ
レタル事項並前項各号ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第六条 法第六条ノ生活費ノ補給ヲ受ケムトスル者ハ、第一号様式ノ申請書ニ戸籍謄本ヲ
添ヘ知事ニ提出スヘシ

第七条 生活費ノ補給ハ、一人一日ニ付金弍拾五銭以内トス

補給ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テハ一人ヲ増ス毎ニ一日ニ付金弍拾五銭以内ヲ
増額シ、且補給総額一日金八拾銭ヲ超ヘサル範囲ニ於テ補給スヘキ金額ヲ定ム

第八条 生活費ノ補給ヲ受クル者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ、生活
費ノ補給ヲ廃止シ若ハ之ヲ減額スルコトアルヘシ

- 一 従業ノ禁止ヲ解除セラレタルトキ
- 二 従業ヲ禁止セラレタル者ニシテ本県外ニ住所ヲ移シタルトキ
- 三 従業ヲ禁止セラレタル者死亡シタルトキ
- 四 生活費ノ補給ヲ廃止又ハ減額スルモ生活シ得ル者ト認メタルトキ
- 五 他ニ公私救恤ノ途アルニ至リタルトキ
- 六 補給ヲ受クル者素行不良ト認メタルトキ

第九条 生活費ノ補給ヲ受クル者、拘留又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ若ハ所在不明トナリタルトキハ、其ノ刑期又ハ所在不明ノ間、其ノ者ニ対スル生活費ノ補給ハ之ヲ停止ス、未決拘留中ノ者ニ付亦同シ

第十条 生活費ノ補給ハ、従業禁止又ハ入所ノ事実アリタル日又ハ補給ノ停止ヲ解除シタル日ヨリ起算シ、補給廃止又ハ停止ノ日迄日割ニ依リ之ヲ支給ス

第十一条 第八条第二号、第三号及第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ、本人又ハ其ノ家族ヨリ三日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第十二条 生活費補給ノ廃止、停止若ハ減額ノ事由発生シタル者ニシテ前条ノ届出ヲ怠リ補給金ノ交付ヲ受ケタル者ニ対シテハ、其ノ補給金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシム

第十三条 生活費補給ニ関スル書類ハ、市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年六月群馬県令第三十六号医師癩患者ノ届出ニ関スル件ハ之ヲ廃止ス

29 昭和6年 群馬県における癩予防法施行手続

【県報 FP182】

訓令甲第三十五号（衛）

警察部
警察署
市役所
町村役場

癩予防法施行手続左ノ通定ム

昭和六年十月九日

群馬県知事 平田 紀一

癩予防法施行手続

第一条 警察署長ハ、第一号様式ニ依リ癩患者名簿ヲ調製スヘシ

第二条 警察署長、癩予防法施行細則（以下単ニ細則ト称ス）第一条ノ規定ニ依ル届出又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ患者タルコトヲ知りタルトキハ、直ニ癩患者名簿ニ登載シ、且其ノ名簿ノ謄本ヲ知事ニ進達スヘシ

第三条 警察署長、癩予防法（以下単ニ法ト称ス）第九条ノ規定ニ依リ検診ヲ行ハムトスルトキハ、其ノ必要ヲ認メタル事由及検診ヲ為サシムヘキ医師ノ氏名ヲ具シ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四条 警察署長、癩予防法施行規則（以下単ニ規則ト称ス）第二条ノ規定ニ依リ一時救護ノ必要ヲ認ムル癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者ヲ発見シタルトキハ、左ノ事項ヲ具シ其ノ旨速ニ市町村長ニ通知スヘシ

- 一 救護ヲ要スル者ノ本籍、住所、氏名、年齢
- 二 救護ヲ要スル者ノ現住スル場所
- 三 着衣及所持金品ノ種類員数
- 四 救護ヲ要スル同伴者又ハ同居者アル場合ニ於テハ其ノ氏名、年齢

第五条 市町村長、前条ノ通知ヲ受理シタルトキハ、遅滞ナク被救護者ヲ引取り救護ニ関シ適當ノ処置ヲ講スヘシ

- 第六條 警察署長、規則第二條第三項ノ規定ニ依リ市町村長ヲシテ癩患者又ハ同伴者若ハ同居者ノ救護ヲ為サシメタルトキハ、同條第一項ニ規定スル事項ノ外、左ノ各号ノ事項ニ付調査ヲ遂ケ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 一 癩患者ノ氏名、年齢（氏名、年齢等不詳ノ場合ニ於テハ相貌、特徴及推定年齢）
 - 二 着衣及所持金品ノ種類並其ノ員数
 - 三 旅行ノ目的、出発ノ年月日、経過地名及目的地名
 - 四 扶養義務者ノ資力
 - 五 救護ヲ要スル同伴者又ハ同居者アルトキハ其ノ氏名、年齢
- 第七條 細則第四條ノ規定ニ依ル消毒済証印ハ第二号様式ニ拠ルヘシ
- 第八條 警察署長、細則第四條第二項ノ規定ニ依ル物件ノ消毒ハ、大正十一年九月内務省令第二十四号伝染病予防法施行規則ノ消毒方法ニ準拠シ、物件ノ廃棄処分ハ焼却方法ニ依リ之ヲ行フヘシ
- 第九條 癩患者及被救護者ニ対シテハ、左ノ各号ニ依リ予防消毒ノ方法ヲ講セシムヘシ
- 一 患者ニハ成ル可ク外出ヲ避ケシメ、止ムヲ得サル場合ニ於テハ清潔ナル衣服ヲ着用シ、潰瘍ノアルモノハ其ノ繃帯ヲ更メシムルコト
 - 二 患者ノ居室ハ成ル可ク別ニ之ヲ定メ、且衣類、寝具、手拭、洗面器具等ニ付テハ、他ノ家人混用シ又ハ混置セシメサルコト
 - 三 患者ノ居室ハ常ニ清潔ヲ保持シ、且消毒薬ヲ入レタル唾壺ヲ備ヘシムルコト
 - 四 左ノ物件ハ時々焼却セシムルコト
 - (イ) 患者ノ居室ヨリ出タル塵埃
 - (ロ) 患者ノ分泌物ニ依リ甚シク汚染シタルモノ
 - (ハ) 病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル紙屑、襪、古綿其ノ他再ヒ使用シ得サル物件
 - 五 左ノ物件ハ時々消毒シ、且消毒ヲ行ヒタル後ニ在ラサレハ之ヲ使用、貸与又ハ移転者ハ遺棄セシメサルコト
 - (イ) 患者ノ居住スル家、若ハ居住シタル家
 - (ロ) 患者ノ使用シタル衣類、寝具其ノ他ノ物件
 - (ハ) 患者ノ家族、看護人及同居者ノ常用シタル衣類其ノ他病毒汚染ノ虞アル物件
 - (ニ) 患者ノ乗用シタル船車、担架ノ類
 - 六 看護ノ為、常ニ患者ニ接近シ、或ハ病毒汚染ノ物件ヲ取扱フ者ハ、常ニ手指ノ消毒ニ注意シ且成ル可ク上被ヲ着用シ、時々之ヲ消毒セシムルコト
 - 七 患者ノ死体ハ消毒ヲ行ヒタル後、成ル可ク之ヲ火葬セシムルコト、但止ムヲ得サル場合ハ、坑口ノ深サヲ二、五「メートル」以上トシ、棺ノ周囲ニ石灰末ヲ充填シタル上、之ヲ埋葬セシムルコト
 - 八 消毒方法ハ、大正十一年九月内務省令第二十四号伝染病予防法施行規則ニ準シ取扱ハシムルコト
- 第十條 市町村長細則第十三條ノ規定ニ依ル書類ヲ受理シタルトキハ、第三号様式ノ家族調書ヲ作り、生活費補給ノ許否ニ関スル参考事項ヲ調査シ意見ヲ附シ、速ニ知事ニ進達スヘシ
- 第十一條 警察署長ニ於テ、法第九條ノ規定ニ依ル検診ヲ行フ為、指定医師ニ対シ支給スヘキ費用ノ限度、左ノ如シ
- 一 日当金五円以内
 - 一 旅費汽車賃一軒金四錢、車馬賃一里ニ付金四拾五錢以内
- 前項ニ依リ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十二條 患者及其同伴者又ハ同居者ノ救護費用ノ種目及限度ニ付テハ、明治三十二年八月訓令甲第七十八号行旅病人及行旅死亡人取扱規程第二條ヲ準用ス
- 消毒薬ニ関スル費用ハ、一人一回金壹円以内トス
- 第十三條 明治三十二年八月訓令甲第七十八号行旅病人及行旅死亡人取扱規程第十五條ノ規定ハ、市町村長前二條ニ依リ、繰替支弁シタル費用ヲ知事ニ請求スル場合ニ付、之ヲ準用ス
- 第十四條 警察署ニ於テ、救護中死亡シタル癩患者ノ死体及遺留物件ノ取扱ニ関シテハ、

明治三十二年八月訓令甲第七十八号行旅病人及行旅死亡人取扱規程ヲ準用シ、同規程ニ依ル市町村長ノ職務ハ警察署長之ヲ行フ

第十五条 癩ニ関スル往復文書ハ、総テ親展文書トシテ取扱フヘシ

附 則

明治四十二年六月訓令甲第四十五号癩患者取扱ニ関スル件ハ、之ヲ廃止ス

30 昭和6年 知事事務引継書（国立自由癩療養地区の設置決定及び癩予防協会会員募集の一時中止）

【A0181A0S 964】昭和6年度「事務引継書（堀田・平田知事）」

一、自由癩療養地区ニ関スル件

管内吾妻郡草津町大字湯ノ沢ハ、一部落悉ク癩患者ノ集団ニシテ昭和五年七月末現在調査ニ依レハ、二百三十四戸、七百四十四名現住セリ、斯ノ如ク癩患者部落ヲ形成セル理由ハ、草津温泉カ癩ニ特効アリトノ信念ヨリ、各地方ヨリ来集シ、一度来浴セル者ハ、湯ノ沢部落ニ土着スル者多ク、漸次増加、今日ノ如ク一部落ヲナセルナリ、本県並本県衛生協会ハ、癩予防上ノ見地ヨリ此処ニ療養所設置ヲ為スヘク、内務省ニ陳情建議等ヲナセルコト数次ナリシカ、昨年八月九日、安達内務大臣ニハ衛生局長其ノ他ヲ随ヘ、親シク現場ヲ視察セラレタル結果、其ノ必要ヲ認メラレ、本年度国ノ予算ニ於テ十二万円ヲ計上セラレ、此ニ始メテ国立自由癩療養地区設置ニ決定セルモノナリ、然シテ本年五月、用地トシテ草津町東方約一里ノ箇所ニ、十七町歩余ノ民有地ヲ買収ノ契約完了シ、之レニ官有地約五十町歩余、合セテ七十町歩ノ大療養地区ハ決定シ、目下本省直轄ニテ実地調査其ノ他ノ工事着々進行中ナリ

一、癩予防協会ニ関スル件

癩予防協会ニ関シテハ、客年十二月安達内務大臣ヨリノ依頼ニ依リ、發起人トシテ左記諸氏ヲ推薦シ

貴族院議員	本間 千代吉
前橋市長	竹内 勝蔵
高崎市長	関根 作三郎
桐生市長	関口 義慶二
群馬県知事	堀田 鼎
	(他 4名)

会員募集ニ着手セムトスルトキ、県下全般ニ亘リ未曾有ノ霜害アリ、蚕糸国タル本県ハ、著シキ打撃ヲ受ケタルト、一般経済界ノ不況トニ鑑ミ、一時中止ノ止ムヲ得サルニ至リ、一般ノ景気多少恢復スルヲ待ツテ、会員募集スルコトトセリ

31 昭和7年 草津癩療養所敷地内に建設する建物及び営業について（内務省通知）

【A0181A0S 220】昭和7年度「県税家屋税 国税付加税 県税賦課雑件」

衛発第三二三号

昭和七年九月十六日

内務省衛生局長（印）

群馬県知事殿

草津癩療養所敷地内ニ建設スル有資力癩患者ノ建物及営業ニ関スル件
草津癩療養所ハ在来ノ癩療養施設ト異リ、其ノ一部ニ自由療養地区ヲ設定シ、同地区内ニ收容スル患者定員七百名中相当ノ資力ヲ有スル患者ニ対シテハ、敷地ヲ無償ヲ以テ貸付シ、住宅ヲ建設セシメ、治療其ノ他ノ費用ハ、国家ニ於テ負担スルコトト相成居候処、該地域内ニ於ケル建物建設ニ付テハ、貴県賦課規則ニヨリ、不動産取得税及家屋税ノ賦課ヲ受ク

ルコトト相成ベキモ、患者ヲシテ隔離セル地域内ニ家屋ヲ建設定住セシムルハ、癩予防上極メテ必要ノコトト被存、且ツ一面ニ於テ、癩ハ其ノ性質上極メテ長期ニ亘ル疾病ナルヲ以テ、之ガ治療ノ為ニハ多額ノ費用ヲ蕩尽シ、遂ニ救護ヲ要スルニ至ルヲ常トスルモノニ有之、旁々之ガ負担ヲ免除スルコトハ、極メテ適切ト認メラレ候条、以上ノ趣旨ニ応ズル様、貴県賦課規則改正方、可然御配慮相煩度

尚、草津町湯ノ沢部落ニ在住ノ患者ニ対シテハ、本療養所設立ノ本旨ニ鑑ミ、漸次療養所敷地内ニ誘致移転セシムル見込ニ有之、現在旅館其ノ他ノ営業ニ従事セル者、療養所敷地内ニ移転セル場合ハ、療養所長ノ監督ノ許ニ十分制限ヲ加ヘ、癩予防上必要ト認ムル範囲ニ於テ、当分ノ間営業ヲ継続セシムル見込ニ付、之ガ営業税ノ免除ニ関シテモ同様御配慮相煩度

32 昭和7年 群馬県県税賦課徴収条例中改正議案

【A0384A0G 1166 4-1】昭和7年度「県行政 県会議案」

議第二十三号

群馬県県税賦課徴収条例中改正議案

群馬県県税賦課徴収条例中、左ノ通改正シ昭和八年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和七年十一月 日提出 群馬県知事 金澤 正雄

第十六条 第六号ノ次ニ左ノ通加フ

七 草津癩療養所地区内ノ家屋

第二十条 第六号ノ次ニ左ノ通加フ

七 草津癩療養所地区内ニ於テ営業スル者

第三十二条 第十六号ノ次ニ左ノ通加フ

十九 草津癩療養所地区内ニ於ケル家屋ノ建築

(参照) 群馬県県税賦課徴収条例

第十六条 左ノ各号の一ニ該当スル家屋ニ対シテハ家屋税ヲ賦課セス

第二十条 左ニ掲クルモノニハ営業税ヲ賦課セス

第三十二条 左ニ掲クルモノニハ雑種税ヲ賦課セス

33 昭和7年 巡査配置のための予算要求

【A0181A0S 225】昭和7年度「県参事会議案」

警第七四六号

昭和七年十一月二十四日

警察部長

内務部長 殿

予算追加方ノ件照会

予テ県下吾妻郡草津町ニ工事中ナリシ国立癩療養所ハ工事ノ一部竣成シ栗生楽泉園ト命名、愈々本年十二月一日ヨリ開所、約一百名ノ患者ヲ収容スル運ト相成リ、今回内務省ヨリ同所ニ巡査一名配置セラレ度旨要請有之候、之カ経費ニ付テハ、曩ニ内務省ヘ補給金下附方交渉候モ、同省ヨリノ下附ハ不可能ノ趣回答有之候、岡山県ニ於ケル国立癩療養所ノ例ヲ見ルモ、県費ヲ以テ巡査ノ配置ヲ為シツツアル状況ニテ、本県ニ於テモ同所ニ巡査一名ヲ配置スルヲ妥当ト被認候条、之ニ要スル経費、別紙計算書ノ通、予算追加方御取計相成度

追而巡査ノ事務所ハ当分ノ内癩療養所内ノ一室ヲ充テ、明年度ハ内務省ニ於テ宿舍及事

務所ヲ建設スルノ計画アル趣ニ付申添候

34 昭和9年 陸軍大演習に係る栗生楽泉園及び聖バルナバ医院の視察概要

【A0181A0S 1194 2-1】昭和9年度「大演習写真撮影並新聞ニ関スル書類」

昭和九年十一月

御使御差遣箇所概況

群馬県

国立癩療養所栗生楽泉園

- 一 位置 吾妻郡草津町
- 一 沿革 本園ハ昭和六年度ニ於テ予算拾貳万円ヲ以テ新営工事ニ着手シ、同年五月内務省ト群馬県ト協力シ、敷地トシテ草津町大字栗生、瀧尻ケ原、水ノ窪等ニ渉ル土地拾八万余坪選定シ、地均工事、温泉導引、患者浴場、及仮事務所ヲ建設シ、又一部通路ノ開鑿ヲ為シ、同七年度ニ於テ、更ニ予算拾万七千余円ヲ以テ、水道敷設、診療所、重病舎、及集会場等ノ新築ヲ了シ、同年十月国立癩療養所栗生楽泉園ト称名シ、同年十二月ヨリ開始セリ、亞テ同八年度ニ於テ予算拾貳万円ヲ以テ一部通路ノ開鑿、病舎、消毒所等ノ建設ヲ為シ、以テ今日ニ至ル
- 一 事業
- イ 昭和七年十二月ヨリ患者ノ診療ヲ開始シ、主トシテ草津町湯之沢区ヨリ漸次之ヲ収容シ、現在収容患者数、男百十九人、女五十六人、計百七十五人ニ及フ
- ロ 其ノ他草津町湯之沢区ノ外来患者モ隔日ニ診療シツツアリテ、其ノ取扱数、現在五十人内外ナリ
- ハ 尚、他ノ療養所ト異リ、敷地内ノ一部ニ自由地区ヲ設定シ、有資力患者ニ自費ヲ以テ住宅ヲ建設セシメ、安住ノ地トシテ移転居住ヲ慫慂中ニシテ、現在十四棟十七家族ノ移転ヲ見タリ、尚、同地区内ニハ群馬県庁職員ノ寄付ニナル患者住宅一棟アリテ二家族居住セリ
- ニ 以上ノ事実ニ併セ、財団法人癩予防協会ノ事業トシテ患者相談所ヲシ、患者ノ身上相談、一時入所、治療等ヲ取扱ヒツツアリテ、現在建物二十七棟ヲ有シ、男八十五人、女三十一人、計百十六人ノ患者ヲ収容セリ、此ノ中ニハ先般風水害ノ為メ壊滅セル大阪府所在ノ第三区府県立外島保養院ノ遭難患者中当園ニ委託ノ者九十八人ヲ包含ス
- ホ 其ノ他癩患者ノ家庭ニ在ル児童中未感染者ヲ、其ノ家庭ヨリ分離保育スル為メ、栗生保育所ヲ建設シ、之カ委託ヲ受ケタルヲ以テ、昭和八年十一月ヨリ其ノ事業ヲ開始セリ
- 栗生保育所ハ、教育、保育、医務ノ三部ニ分チ、更ニ教育部ノ事業ハ、之ヲ草津町ニ委託シ、所内ニ草津尋常高等小学校栗生分教場ヲ設置シ、又保育部ノ事業ハ之ヲ日本救世軍ニ委託セリ
- 保育児童数ハ男八人女六人計十四人ニシテ其ノ内学齡ニ達セルモノ三人ニ対シテハ教育部ニ於テ小学校令ニヨル教育ヲ授ケツツアリ
- 一 設備 敷地 病舎地区 一二二、九六五坪 (内自由地区約一二、〇〇〇坪)
官舎地区 五七、二五〇坪
計 一八〇、二一五坪
- 建物
- | | | |
|---------|----|--------|
| イ 栗生楽泉園 | | |
| 診療所 | 一棟 | 九九坪九二 |
| 仮事務所 | 一 | 三五、〇〇 |
| 集会場 | 一 | 四二、〇〇 |
| 炊事場 | 一 | 二三、〇〇 |
| 患者住宅 | 七 | 三二九、九〇 |

		患者浴場	二		六四、七〇				
		消毒所	一		二六、五〇				
		洗濯所	一		二四、〇〇				
		官舎	一五		三七五、八七				
		官舎浴場	一		二五、七五				
		其ノ他	二二		九九、三三				
		計	五三		一、一四五、九七				
	ロ	栗生相談所							
		患者住宅	二六棟		三四五坪五〇				
		売店	一		二〇、〇〇				
		其ノ他	一		七、〇〇				
		計	二八		三七二、五〇				
	ハ	自由地区							
		患者住宅	一五棟		一五二坪七五				
	ニ	栗生保育所							
		教育部	一棟		一一五坪〇〇				
		保育部	一		一二八、七〇				
		医務部	一		一二一、七五				
		計	三		二六五、四五				
		合計	九九		一、九三六、六七				
一	職員	所長	医学博士	〇〇〇〇					
		所長	医官	医官補	書記	調剤手	看護婦長	雇員	傭人
		一	二	二	三	二	一	五	三一
			(内嘱託一)	(内嘱託一)	(内嘱託一)				(内嘱託六)
		栗生保育所職員	計						
		九	五五						

草津聖バルナバ医院

- 一 位置 吾妻郡草津町
- 一 沿革 本院ハ大正七年診療所及療養所ヲ開設シタルニ始マリ、同十三年癩患者ノ孤児貧児収容所ヲ設ケ児童保育事業ヲモ併セ行ヒ、更ニ昭和五年診療所ヲ改築シ設備ヲ整ヘ以テ今日ニ至ル
- 一 事業 救療事業ハ癩患者中貧困ニシテ自ラ療養スルノ資力ナキ者ヲ救済施療シテ診療所ニ於テ診察救療スルノ外各収容所ニ於テ収容療養シ、又要救済者中特別ノ事情アル者ハ、居宅療養ヲモ施シ、保育事業ハ救療事業ノ付帯トシテ、癩患者ノ孤児、若ハ貧困者ニシテ養育ヲ受タルコト能ハサル児童ヲ収容保育ス、而シテ労働能力ヲ有スル者ハ、院有耕地ノ農作ニ従事シ、又特殊ノ技能ヲ有スル者ハ役職員ノ助手奉仕ヲ為サシム
- 最近一年間ノ事業状況ヲ見ルニ、収容患者実人員二百三十一人、施薬施療総件数十八万四千二百二十八件、児童、保育収容者実人員三十四人ニシテ、現在ノ収容患者百八十三人、児童保育収容者三十五人ナリ
- 一 経費 昭和九年度予算額 四万七千八百六十五円
- 基本財産 十四万二千七百二十二円
- 設備 敷地 一千四百四十六坪六
- 建物 一千百三坪五一

35 昭和10年 草津町県会議員選挙

【A0384A0G 1400 3-1】昭和10年度「群馬県通常県会議決録」

昭和拾年九月廿五日執行 群馬県吾妻郡草津町県会議員第壹投票所投票録

一、投票所ハ草津町役場ニ之ヲ設ケタリ

二、左ノ投票立会人ハ何レモ投票所ヲ開クヘキ時刻迄ニ投票所ニ参会シタリ

吾妻郡草津町大字草津〇〇〇 〇〇〇〇

吾妻郡草津町大字草津〇〇〇 〇〇〇〇

吾妻郡草津町大字草津〇〇〇 〇〇〇〇

十二、投票ヲ為シタル選挙人ノ総数 四百六拾壹人

内

選挙人名簿ニ登録セラレタル選挙人ニシテ投票ヲ為シタル者 四百六拾壹人

内府県制第拾九条ノ式ノ投票ヲ為シタル者 壹名

十五、左ノ者ハ投票所ノ事務ニ従事シタリ

吾妻郡草津町書記 〇〇〇〇

同 同 〇〇〇〇

同 同 〇〇〇〇

同 同 〇〇〇〇

同 雇 〇〇〇〇

十六、投票所ニ臨監シタル官吏、左ノ如シ

群馬県属 〇〇〇〇

投票管理者ハ、此ノ投票録ヲ作り之ヲ朗読シタル上、投票立会人ト共ニ茲ニ署名ス

昭和拾年九月廿五日

投票管理者 草津町長 神林 二平

投票立会人 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

昭和拾年九月廿五日執行 群馬県吾妻郡草津町県会議員第二投票所投票録

一、投票所ハ草津町大字草津六百番地ノ拾、聖バルナバ医院聖望小学校ニ之ヲ設ケタリ

二、左ノ投票立会人ハ何レモ投票所ヲ開クヘキ時刻迄ニ投票所ニ参会シタリ

吾妻郡草津町大字草津〇〇〇 〇〇〇〇

同 〇〇〇 〇〇〇〇

同 〇〇〇 〇〇〇〇

十九、投票ヲ為シタル選挙人ノ総数 六拾五人

内

選挙人名簿ニ登録セラレタル選挙人ニシテ投票ヲ為シタル者 六拾五人

二十二、左ノ者ハ投票所ノ事務ニ従事シタリ

草津町書記 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇

二十三、投票所ニ臨監シタル官吏、左ノ如シ

群馬県属 〇〇〇〇

投票管理者ハ、此ノ投票録ヲ作り之ヲ朗読シタル上、投票立会人ト共ニ茲ニ署名ス

投票管理人 〇〇〇〇

投票立会人 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

36 昭和10年 栗生駐在所警察電話線路架設寄付願

【A0181A0S 383 3-3】昭和10年度「県参事会議案綴」

警第三八五号

昭和十年九月三十日

群馬県警察部長

群馬県総務部長殿

警察事務専用電話線路寄附受入ニ関スル件
吾妻郡草津町大字瀧尻原六四一番地

〇〇〇〇

外三十八名

右者ヨリ別紙ノ通、長野原警察署管内栗生駐在所警察事務専用電話線路架設寄附願出有之、右ハ長野原警察署草津駐在所ヨリ分岐シ栗生駐在所ニ至ル、約三軒ニシテ之カ材料人夫賃等見積価格金三百四十九円ニテ、詳細ハ別紙概算書ノ通ナリ

本件受入ニ関シテハ、長野原警察署長ノ意見書ノ通、警察上何等支障無之モノト被存候ニ付テハ、至急県参事会へ附議方御承計相成度、此段及照会候也

37 昭和11年 警察署別癩患者調査表

【A0384A0G 1393 4-1】昭和11年度「警察署長会議書類（訓示・指示・注意）」

注意事項

一、癩予防協会寄付金及会員募集ニ関スル件

癩予防協会寄付金及会員募集ニ関シテハ、既ニ予定額募集済ノ地方モアリ、相当尽力セラレツツアルコトト信スルモ、事業運営上ノ都合モ有之趣キヲ以テ、同会ヨリ依頼ノ次第モアリ、可成速ニ完了方取計ハルヘシ

指示事項

一、癩予防ニ関スル件

癩患者ノ取締ニ関シテハ、平素留意中ノコトト信スルモ、本年ハ大演習等ノ関係アリ、特ニ之カ励行ヲ期スルノ要アルヲ以テ、此ノ際患者名簿ノ整理ヲ行ヒ、且新患者ノ発見ニ努ムルト共ニ、患者並患者ニ対スル消毒方法ノ指示、癩療養所入所ノ勧奨、及浮浪患者ノ取締リ等、特段ノ努力ヲ払ハルヘシ

癩患者調査表（昭和十一年五月現在）

署別	患者数	患者住居市町村数	市町村別患者数
前橋	4	3	木瀬村 2、南橋村 1、前橋市 1
大胡	5	4	粕川村 2、荒砥村 1、大胡町 1、宮城村 1
高崎	13	8	高崎市 1、佐野村 2、清里村 1、長野村 1、相馬村 1 久留里村 2、室田村 3、里見村 2
渋川	9	7	敷島村 2、北橋村 2、横野村 1、古巻村 1、小野上村 1、 明治村 1、金島村 1
安中	4	4	秋間村 1、原市町 1、後閑村 1、東横野村 1
松井田	1	1	松井田町 1
富岡	6	4	新屋村 2、高瀬村 1、多胡村 2、富岡町 1
下仁田	4	4	馬山村 1、小坂村 1、盤戸村 1、月形村 1
藤岡	1	1	小野村 1
万場	4	1	万場町 4
伊勢崎	3	3	豊受村 1、上陽村 1、殖蓮村 1

境	1	1	明口村 1
太田	1	1	菰川村 1
館林	5	5	六郷村 1、中野村 1、永楽村 1、小泉村 1、伊太口村 1
桐生	4	3	桐生市 1、相生村 2、広沢村 1
大間々	2	2	川内村 1、新里村 1
沼田	20	9	東村 4、白沢村 4、片品村 3、赤城根村 2、川田村 2、水上村 1、新治村 1、薄根村 1、糸之瀬村 2
原町	20	6	原町 7、坂上村 2、名久田村 3、高山村 6、沢田村 1、中之条町 1
長野原	871	2	嬭恋村 1、草津町（昭和十年末現在）870
計	978	69	

備考 昭和十年末草津町患者ノ内二百六十九人ハ国立療養所收容人員ニシテ、六百一人ガ湯ノ沢部落居住者ナリ

38 昭和11年 私立・官公立癩療養所別患者異動月報

【A0384A0G 1393 4-4】昭和11年度「警察署長会議書類（訓示・指示・注意）」

私立癩療養所收容患者異動月報

異動事項	聖バルナバ医院
前月末現在患者数	171
本月中收容患者数	0
死亡患者数	4
退院患者数	2
本月中現在患者数	165
收容定員	200

官公立癩療養所收容患者異動月報 昭和十一年五月中 内務省衛生局

		栗生楽泉園	全生病院
前月末現在患者数		291	1,167
本月中收容患者数	月計	4	21
	累計	34	89
死亡シタルモノ	月計	1	12
	累計	9	48
逃走シタルモノ	月計	—	4
	累計	—	18
非癩患者ト確定セラレタル者	月計	—	—
	累計	—	1
病毒伝播ノ虞ナキモノトシテ退所セシメタルモノ	月計	—	1
	累計	—	5
其ノ他	月計	—	—
	累計	—	1
合計	月計	1	17
	累計	9	73
本月末現在患者数		294	1,171
現在收容定員		115	1,100

39 昭和14年 栗生楽泉園引湯問題

【A0184A00 3517】昭和14年度「温泉」

衛第一七九一号

昭和十四年五月二十三日

長野原警察署長

群馬県警察部長殿

国立癩療養所栗生楽泉園引湯問題解決ニ関スル件

管下草津町国立癩療養所栗生楽泉園ニ於テハ、創立直後草津町ト契約、昭和六年十二月ニ此日附ヲ以テ、草津町大字草津源泉白幡湯ヨリ周七寸ノ木管ニテ引湯中ナリシモ、同園ノ規模並患者収容ノ増大スル一面、草津町モ相当発展ノ途上ニアリ、各営業者ノ浴槽ノ改善拡張ニ伴ヒ、前記白幡源泉ハ漸ク湧出量ノ不足ヲ告ゲ、同一源泉ヨリ引湯スル同町〇〇〇〇外八名ハ、各々自己ヲ充ス可ク種々工作セルアリ、此ガタメ、拡張途上ニアル同園ニ於テハ、愈々温泉量ニ不足ヲ来シ、昨年来ヨリ草津町当局ニ交渉中ナリシ処、今回町長霜田善蔵焔張スルト同時ニ本問題ニ関シ、町議野口袈裟雄等ノ奔走ニ依リ、本月十日、町長外土木委員六名ハ同園ノ窮状ヲ視察セル結果、其ノ要求妥当ナルヲ認め、依而町長ハ本月十二日、町役場ニ町会議員ヲ招集、本件ニ関シ協議会ヲ開催セシニ万場之ヲ賛成シ、依而左記之通り本問題解決候条、此段及報告候也

一、現在ノ白幡源泉ハ九名ノ引湯アリ、依而栗生楽泉園ノ需用ヲ充ス事不可能ナルニ依リ、白幡源泉ニ於ケル現在ノ施設ハ其ノ俛トシ、目下流失中ノ湯畑東方ヨリ同温泉ヲ引湯セシムル事ニ決定ス

40 昭和16年 知事事務引継書（湯ノ沢集落移転問題）

【A0182A00 1】昭和16年度「事務引継書（薄田・村田知事）」

群馬県知事在職中保管ニ係ル一切ノ事務及書類物件別冊ノ通引継候也

昭和十六年十月 日

前群馬県知事 薄田 美朝（印）

群馬県知事 村田 五郎 殿

衛生課関係

目次

衛生課

- 一、事務引継一般状況
- 一、草津癩部落問題
- 一、体力管理ニ関スル事項
- 一、医薬品統制事務概要
- 一、無医村ニ対スル医療施設
- 一、伝染病予防事務概況
- 一、花柳病ニ関スル事項
- 一、マラリア病ニ関スル事項
- 一、温泉ニ関スル事項
- 一、栄養改善概況

二、草津町癩部落移転ニ関スル事項

管下吾妻郡草津町字湯之沢部落移転処理ノ問題ニ関シテハ、従来県或ハ草津町当局等ニ於テ、数十年間ニ亘リ折衝努力シ来リタルモ、遂ニ其ノ実現ヲ見ルニ至ラサリシカ、今回主務省ヨリ人的資源確保増強ヲ図ルノ目的ヲ以テ、之等患者ニ対シ療養所ニ収容方通達セラレ、県ニ於テモ此際湯之沢部落ヲ移転セシムルコトニ態度ヲ決シ、客年十月以来着々準備

ヲ進メ、別紙「草津町湯之沢部落移転ニ関スル件」曩ノ通り方針ヲ決定、本年三月以来主務課員ヲシテ折衝ヲ重ネタルニ相当難色アリタルモ、五月七日漸ク其ノ解決ヲ見、別紙「覚書」ノ条件並「主務大臣及各府県長官申通報」ノ通り移転ニ決定、土地家屋等全部ノ買収ヲ決行シタルモ、此ノ資金ハ本県財団法人衛生協会ニ於テ厚生省内財団法人癩予防協会ヨリ金三拾三万円ヲ借り受ケ執行ニ当リツツアルカ、同部落民ニシテ現在迄ニ移転退去シタル者、左記ノ通りニ有之

尚、県ヨリ同協会ニ対シ三拾三万円ニ対スル利子ヲ毎年補助金トシテ交付スルコトトナレリ

記

一、療養所ニ入所セル患者	八五
一、健康者ニシテ退去セル者	四三
一、本年末迄入所見込	七五
合 計	二〇三

草津町湯ノ沢癩部落移転ニ関スル件

管下草津町字湯ノ沢ニハ数十年前ヨリ同地湧出ノ温泉ヲ以テ癩治療上最モ効果アリトシ、全国ヨリ多数癩患者螺集シ、而モ之ノ内健康者モ相当数雑居スルニ至リテ、遂ニ一部落ヲ為シ、現在ニ於テハ世帯総数一八二、全人口五七四ヲ算シ、内患者ハ四二八名、健康者一四六名アリ、而シテ右居住者ノ全部ガ同地ニ於テ同居生活ヲ営ミ居レル状況ナルヲ以テ、感染ノ機会多キニ加ヘ、右患者ハ隣接町村等ニ出入スルノ機会多ク、為ニ本病蔓延ノ虞寡ナカラザルモノアリ、今其ノ二三ノ実例ヲ挙グレバ

- 一、癩患者ニシテ質屋、貸布団屋等ノ営業ヲ為ス者アリ、同町上町温泉旅館等ニシテ之等貸布団ヲ利用スル場合アリト雖モ無消毒ノ儘客用ニ供スル虞アリ
- 二、湯ノ沢部落居住者中労働能力ヲ有スル者ヲ以テ労働共救会ヲ組織シ、人夫供給等ヲ為シ居ルヲ以テ、非癩地区ニ出稼スル者多キヲ加ヘツツアリ
- 三、癩患者ニシテ製材業ヲ営ミ、其ノ製品ヲ一般ニ提供シツツアリ
- 四、患者ニシテ椎茸ノ栽培ヲ為ス者アリテ、其ノ製産品ヲ一般ニ出荷シツツアリ
- 五、部落ニ於テ物品販売業ニ従事スル者ニシテ時ニ非癩区域ニ行商スル者相当認めラル
- 六、温泉組合所有ニ係ル自動車ハ患者専用ナルニ拘ス、往々ニシテ健康者ヲ乗用セシメテ相当遠方ニ輸送ヲ為シ居ルノ事実アリ
- 七、同部落患者ニシテ上町映画館等ニ潜入シ観覧スル者アリ
- 八、現在同部落ヨリ上町所在草津小学校ニ通学スル児童二十数名アリ

以上ノ状況ニシテ癩予防上看過シ得サル状態ニ有ルモ、本部落移転ニ関シテハ、明治年間ヨリ屢々其ノ要望台頭シタルモ実現ニ至ラス今日ニ及ヒタリ

而シテ其ノ実現ニ至ラサル主ナル理由ノ一ハ、本部落居住者ノ所有スル土地家屋其ノ他物件ノ買収経費多額ヲ要スル關係上、其ノ資金調達等甚ダ困難ナリシト、同部落内ニ大正七年英人コンウオール、リー女史ニ依リテ創設セラレタル聖バルナバ医院ト称スル癩診療機関アリ、同部落患者ノ大部分ハ、温泉療養ヲ受クルト同時ニ同医院ノ診療ヲ受ケツツアリ、更ニ同医院ニ於テハ患者収容ホーム五ヶ所ヲ有シ、現在七三名ノ患者ヲ収容診療シツツアリテ、同部落患者一般ノ信賴セラルル所ナルハ勿論、各地方ヨリ癩患者螺集ノ原因トナリツツアリテ、同部落移転上支障多キ状況ニアリタリ、然ルニ同医院ニ於ケル経営費ハ、従来リー女史ノ本国ヨリノ送金ト、同女史ノ資産等ヲ以テ充當シ来リタルカ、最近英本国ヨリノ送金途絶シ、又リー女史ニ於テモ支出困難ニ陥リタル為經營至難トナリ、今回閉鎖ノ止ムナキニ到達シタルヲ以テ、土地建物ハ癩予防協会ニテ買収スルコトトシ、同医院ハ本年四月ヲ期シ解散スルコトトナリ、從テ同医院ノ患者全部ハ解散ト同時ニ国立栗生楽泉園内ヘ入園スルコトト決定セル状況ナルヲ以テ、多年ノ懸案タル湯ノ沢部落移転ヲ実現スルニ絶好ノ機会ト思料セラルルヲ以テ、凡ソ左記ノ如キ条件ヲ以テ之ヲ実施セントスルモノナリ

記

第一、移転条件

一、移転期限

正式移転言渡後一年以内ニ移転ヲ完了スルコト

方針

- (1) 救護法及母子保護法ニ依リ現ニ救護ヲ受クル者ハ、二ヶ月以内ニ移転ヲ完了スル様指導スルコト

(参考)

救護法ニ依リ救護ヲ受ケ居ル者、五四世帯 五六人

母子保護法ニ依リ救護ヲ受ケ居ル者、一五世帯 三〇人

計 六九世帯 八六人

- (2) 無資産者及無職業者ハ三ヶ月以内ニ移転ヲ完了スル様指導スルコト

(参考)

日 傭 二四世帯 四一人

土 工 四三世帯 七〇人

無 職 三四世帯 五三人

計 一〇一世帯 一六四人

- (3) 右以外ノ者ニ就テハ一年以内ニ移転ヲ完了スル様指導スルコト

二、移転セシムル者ノ範囲

健康者患者ノ如何ヲ問ハス湯ノ沢住民全部トシ、次ノ如キ方針ニ依リ移転セシム

(参考)

世帯総数 一八二

人 口 五七四

内 訳

(一) 患者総数 四二八

内

住 民 二九三

滞在者 六二

バルナバホーム 七三

(二) 健康者総数 一四六

方針

- (1) 患者ノ措置（患者ハ全部楽泉園ニ入園セシムル方針）トス

(イ) 幼児ハ父母ト共ニ入園セシム

(ロ) 学令児童ハ父母ト共ニ入園シ同園内ニ設置スル教育機関ニ依リ教育セシム

(ハ) 患者中他ノ療養所ニ入所ヲ希望スル者ニ対シテハ個々ニ折衝ノコト

- (2) 右健康者ノ措置

(イ) 健康者ノ移転先ハ湯ノ沢部落以外何レモ自由トスルコト、但シ希望ニ依リ左ノ如キ取扱ヲ為ス

(ロ) 夫婦ニシテ一方健康ノ場合（夫健康二、妻健康二三）ハ療養所当局ニ交渉ノ上、所内雑役等ニ従事セシメ、同棲ヲ許容セラルル様致スト共ニ、努メテ一般ニ就職ヲ斡旋スルコト

(ハ) 幼児、児童及青少年等ノ場合

幼児総数 二才ヨリ六才迄 三〇人

児童総数 七才ヨリ十三才迄 三五人

青少年総数 一四才ヨリ二〇才迄 一六人

幼児ハ楽泉園経営ノ保育所へ入所養育ス

児童モ同様保育所ニ入所セシメ、草津町立小学校栗生分教場へ入学セシム

青少年中、高等小学校又ハ青年学校へ就学セシムトスル者ハ、草津町立高等小学校及青年学校へ通学セシム

以上ハ、親戚知己等縁故者ニ託スルモ自由トス

(二) 右ノ者ヲ除キタルニ一才以上ノ健康者六五人ハ、適宜職業ノ斡旋ヲナスコト

三、土地建物動産ノ買収方法

湯ノ沢地域ニ於ケル土地、家屋ハ全部買収スルコト

方針

買収ニ関シテハ左記評価委員会ヲ組織シ、県提示価格ヲ標準トシ各個人所有別ニ評価セシム

委員会組織内容

委員長	県	官
委員		
県技術員		二
草津町吏員		二
土地家屋賃貸価格調査委員		三
湯ノ沢部落移転協力委員		三
計		一〇

県買収提示平均価格

土地

宅地	坪当	一二、八〇一
畑	全	一、九一一
山林	全	、八二二 (立木ヲ除ク)
原野	全	一、七四七

建物

住家並附属建物等

坪当 三〇、二四

所有動産ニ関シテハ所有者ノ希望ニ依リ適正価格ヲ以テ買収

此ノ買収予算額二万三千九百五拾円

四、移転手当

移転スル者ニ対シ左記手当ヲ支給スルコト

- (1) 無資産者 八〇世帯 三〇〇人
一人当金百円宛トシ、此金三万円
- (2) 準無資産者 八四世帯 二二四人
一人当金五十円宛トシ、此金一万一千二百円
- (3) 有資産者 一八世帯 五〇人
一世帯ニ付三十円宛トシ、此金五百四十円

第二、移転実施ニ伴ヒ考慮スベキ事項

一、湯ノ沢在住者ノ健康診断ヲ実施スルコト

楽泉園医官ヲ委嘱シ、厳密ナル健康診断ヲ行ヒ健否ヲ診断ス

二、楽泉園諸設備中左記各項等改善方、県ヨリ交渉スルコト

- (1) 保育所ノ内容改善
- (2) 楽泉園使用ノ温泉ノ改善

三、草津町立小学校栗生分教場改善

栗生分教場ニ於テハ、現在一名ノ訓導ヲシテ尋常一年ヨリ六年ニ至ル迄担当セシメ
ツツアルモ、今回ノ移転実施ニ伴ヒ児童増加スルヲ以テ訓導ヲ増員シ十分ナル教育
ノ実施ヲ希望ス

第三、相談所設置

湯ノ沢部落民移転開始ト共ニ健康者ニ対スル職業指導、転居其ノ他身上相談並ニ患者ノ
療養所入所前後ニ於ケル各種相談等ニ応スル為、部落移転完了ニ至ル迄ノ間、同部落内
ニ相談所ヲ設置シ、県係員ヲ出張セシメ、本事務ニ当ラシムルノ要アリ

第四、移転ニ要スル予算概要

円
 総額金 二三九、〇九〇、〇〇
 内訳

円
 金七七、二〇〇、〇〇 土地買収費（宅地、畑、山林、原野
 総坪数一八、〇五五坪一六）
 金九六、二〇〇、〇〇 建物買収費（住家、倉庫、物置、其ノ他
 総坪数三、一七八坪六）
 金二三、九五〇、〇〇 動産買収費（電話其ノ他機械器具商品）
 金四一、七四〇、〇〇 移動手当
 金三〇、〇〇〇、〇〇 無資産者三〇〇人一人百円宛
 金一一、二〇〇、〇〇 準無資産者二二四人一人当五〇円宛
 金 五四〇、〇〇 有資産者一八世帯一世帯三〇円宛

覚 書

吾妻郡草津町大字草津所在湯之沢区（字湯之沢、瀧下、落合、土橋、地蔵）移転施行ニ際シ、県ト区代表〇〇〇〇外九名トノ間ニ於テ協定スルコト左ノ如シ

一、湯ノ沢居住区民ハ、昭和十六年五月七日ヨリ速ニ移転ヲ開始シ、昭和十七年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ、左ノ方法ニ依リ全員移転ヲ完了スルコト

イ、患者ニシテ病毒伝播ノ虞アリト認ムル者ハ、国立癩療養所ニ入所スルコト
 ロ、健康者ノ移転先ハ、所謂湯之沢部落以外トスルコト

二、県ニ於テ買収スル土地ハ、所謂湯之沢部落ニ居住スル者ノ所有ニ係ル字湯之沢、落合、地蔵所在土地トシ

宅 地	四千六百九十九坪五合
此金額	八万五千八百四円参拾壹銭
畑	参反貳畝貳拾貳步
此金額	壹千四百貳拾九円拾銭
山 林	壹町九反九畝壹步
此金額	五千九百七拾壹円
原 野	四反七畝貳拾九步
此金額	壹千壹百参円貳拾参銭

合計金九万四千参百七円六拾四銭トスルコト

三、県ニ於テ買収スル家屋及附属工作物ハ、字湯之沢、瀧下、落合、地蔵、土橋ニ建設シアルモノトシ、此棟数貳百参拾九棟及附属工作物、此金額拾七万貳千参拾壹円トスルコト、但シ草津町有浴場籬、御座、桜ノ湯ノ建物並ニ同建具ハ之ヲ含マザルコト

四、区有工作物及個人有水道其ノ他工作物ニ対シテハ、県ヨリ金壹万七百四拾壹円六拾五銭ヲ各所有者ニ対シ補償スルコト

五、無資産者ニ対シテハ、部落解散手当トシテ居住年限別ニ依リ、左ノ通県ヨリ支給スルコト、但シ支給ヲ受ケル者ハ、昭和拾六年三月二十三日以前ヨリノ居住者トシ、居住年限ハ同年五月ヨリ遡リテ之ヲ起算スルモノトス

イ、一年未満	一人ニ付	八拾円
ロ、一年以上三年未満	一人ニ付	九拾円
ハ、三年以上五年未満	一人ニ付	百 円
二、五年以上	一人ニ付	百拾円

右支給人員ハ二百四十七名ニシテ、其ノ金額貳万参千六拾円トス

六、無資産者ニ準スル者ニ付テハ、県ニ於テ査定ノ上、無資産者ニ対スル部落解散手当ニ準シ、金四千八百五拾九円七拾壹銭ノ範囲内ニ於テ支給スルコト

七、県ニ於テ買収シタル家屋及附属工作物ヲ売却シタルトキハ、希望ニヨリ元所有者ニ其ノ売却代金ヲ交付スルコト

右売却代金ノ交付ヲ受ケタル元所有者ハ交付金ヨリ合計最低金壹万貳千円ヲ湯ノ沢区

ニ拋出スルコト、但シ之カ拋出額並ニ区民ニ対スル配分等ニ関シテハ県ノ指揮ヲ受クルコト

八、土地ノ売買契約及之カ登記手續ハ、県ノ指示ニ従フコト

九、家屋ノ売買契約及之カ取毀シハ、県ノ指示ニ従フコト

十、土地、建物、附属工作物ノ買収金並ニ区有工作物及個人有水道其ノ他ノ工作物補償金ハ、之カ契約成立シタルトキ及土地ハ県ニ所有権移転シタルトキ、建物ハ移転完了ノトキト二分千、部落解散手当ハ移転ノトキ支給スルコト

但シ、建物所有者ニシテ県ニ於テ適当ト認ムル理由アルトキハ、契約ノトキ全額ヲ支給スルコトアルベキコト

十一、本覚書記載事項以外ト雖モ、本移転ノ実施ニ関シ必要ナル事項ハ、県ニ於テ之ヲ指示スルコト

右指示セラレタル事項ニ付キテハ、本覚書ト同様之ヲ遵守スルコト

十二、区代表〇〇〇〇外九名ハ、引続キ本覚書ノ実施並ニ本覚書記載以外ニシテ本移転ニ必要ナル事項ノ実施ニ関シ県ニ協力スルコト

右覚書ニ通フ作成シ、県及湯之沢区長各一通フ所持ス

昭和十六年五月七日

群馬県知事 薄田 美朝

右代理官群馬県書記官

警察部長 〇〇〇〇 印

湯之沢区代表 〇〇〇〇 印

(他9名)

秘群衛第一九号

昭和十六年五月二十二日

群馬県知事

厚生大臣閣下

内務大臣閣下

警視總監閣下

各庁府県長官閣下

朝鮮総督府警務局長閣下

台湾総督府警務局長閣下

各国立並公立癩療養所長殿

草津町湯ノ沢癩部落移転ニ関スル件

本県多年ノ懸案ナリシ管下吾妻郡草津町大字湯之沢癩部落移転ノ問題ハ、今回主務省ノ方針ニ基キ愈々移転ニ決シ、本年初頭ヨリ之カ準備ヲ進メ、三月十二日部落代表者ヲ現地草津町巡查部長派出所ニ招致シ、県ノ方針ヲ内示シ引続キ翌十三日県側四人、部落側十人ヲ以テ交渉委員会ヲ組織シ、即日ヨリ移転交渉会ヲ開始シ、折衝十数回ヲ重ネタル結果、五月七日漸ク移転ノ協定成リ、同日ヨリ速ニ移転ヲ開始、昭和十七年中ニ部落全員移転ヲ完了、患者ハ国立癩療養所ニ入所スルコトニ決定シ、五月十八日同部落ニ於テ部落解散式ヲ举行シ得タルカ、其ノ概況左記ノ通ニ有之候条、此段及申(通)報候也

以上ノ状況ナルヲ以テ、各庁府県並台湾、朝鮮各庁(貴官)ニ於テハ従来ノ風習ニ依リ、草津温泉並ニ同部落ヲ頼リ来住旅行セントスル癩患者ニ対シテハ、之ヲ阻止セラルル様可然御配慮相煩度申添候

記

草津町湯之沢部落移転決定ニ至レル経過

一、湯之沢部落ノ沿革及癩予防ノ見地ヨリ部落移転着手ノ経路

県下吾妻郡草津町大字草津字湯之沢部落ハ、古来癩ニ偉効アリト伝ヘラレタル草津温泉ヲ慕ヒ諸国ヨリ癩患者来集シ、明治初葉ノ頃ヨリ漸次其ノ数ヲ加ヘ、而カモ健康者モ其

ノ中ニ相当数雜居スルニ至リテ遂ニ一部落ヲ形成シ、現在ニ於テハ世帯総数一八二、人口五七四ヲ算シ、内癩患者四二八人、健康者一四六人アリテ、部落内ニ区長ヲ置キ自治的生計ヲ営ミツツアリ

以上ノ状況ナルヲ以テ、其ノ戸数人口ニ於テ、又其ノ規模ニ於テ、正ニ我邦癩史上特異ノ存在ナルカ、健康者ノ同居生活ハ勿論、患者ハ常ニ近接町村ニ出入往来スルノ機会多ク、為ニ本病伝播ノ虞レ尠ナカラス、之カ予防上看過シ得サル状態ニアリ、依テ本部落ノ移転ニ関シテハ、明治年間ヨリ屢々其ノ必要ヲ感シ、明治三十九年草津町ハ同町發展ヲ阻害スルモノトシ、湯之沢区移転ノ大業ヲ決行セムトシ、癩村移転事業調査委員等ヲ任命シ調査ヲ遂ケ、内務省衛生局ニ請願ヲ為スト同時ニ、草津町会ハ起債ヲ以テ予算ニ充当スルノ決議ヲ為シ、移転交渉ヲ為シタルモ遂ニ不調ニ終リ、其ノ後明治四十四年、四十五年、大正二年、全四年、全十二年、昭和四年ニ亘リ、同町ハ県ト連絡ノ上、移転実現ノ為相当努力シ来リタルカ、其ノ都度湯之沢部落民ノ猛烈ナル反対運動ニヨリ遂ニ実現スルニ至ラス、其ノ後県ニ於テモ、屢次本問題ニ関シ着手シタルコトアリタルカ、之亦遂ニ実現セス今日ニ及ヘリ、而シテ之カ移転実現ニ至ラサル主ナル理由ハ、部落居住者ノ所有スル土地、建物其ノ他一切ノ買収費ニ多額ノ経費ヲ要スル關係ト同部落ニ大正七年中英人社会事業家、コンウォール、リー女史ニ依リテ創設セラレタル聖バルナバ医院ト称スル癩診療機関アリテ、部落内患者ノ大部分ハ温泉療養ヲ受クルト同時ニ、同医院ノ診療ヲ受ケツツアリ、更ニ同医院ニ於テハ患者収容ホーム五ヶ所ヲ有シ、本年三月現在七三名ノ患者ヲ収容診療シツツアリシヲ以テ部落内患者一般ノ信頼厚ク、一面各地ヨリ癩患者蠅集ノ原因トモナリ、同部落移転上支障多キ状況ニアリタリ

然ルニ同医院ハ、最近英本国ヨリノ送金杜絶シ、加フルニリー女史ニ於テモ財政困難ニ陥リタル為、経営至難トナリ、遂ニ閉鎖ノ已ムナキニ到リタルヲ以テ、土地、建物ハ總テ癩予防協會ニ於テ買収スルコトトナリ、本年四月ヲ期シ解散スルコトトナレリ、從テ同医院収容中ノ患者全員ハ国立癩療養所ニ入所スルコトニ決定セルヲ以テ、多年ノ要望ナル部落全体ノ移転断行ニ絶好ノ機会ト認め、之カ諸準備ヲ整ヘ本件実施ニ着手セリ

二、移転協定ニ至レル折衝経過

本年三月十二日現在吾妻郡草津町巡查部長派出所ニ、湯之沢部落区長〇〇〇〇外一名ヲ招致シ、先ツ移転ニ関スル正式申渡ノ予告ヲ与ヘ、且一応懇談的折衝ヲ以テ之ニ望ムコトトシ、部落側ヨリ代表者トシテ交渉委員十人ヲ選出スヘキ旨言渡シタリ、之ニ基キ部落ニ於テハ、区民總會ヲ開催、県ノ内示ヲ伝達シ、併セテ移転協力委員二十一人ヲ選定、其ノ内区長〇〇〇〇外九人ノ交渉委員ヲ選定、県側ト折衝ニ当ルコトトナレリ

次ニ翌十三日、同部落所在聖バルナバ教会ヲ交渉委員会場ト定メ、即日委員会ヲ組織シ會議ヲ開催、県ノ移転条件ヲ提示シタルトコロ、部落ニ於テハ永年居住セル部落解散ノ情ニ忍ビズ、移転猶予年限五ヶ年ヲ主張シ、且土地建物ノ買収予定価格低額ナルヲ理由トシテ、到底移転ノ承諾不可能ナル旨ヲ主張シ、頗ル強行ノ態度ヲ示シ、相当険悪ノ空氣ヲ生シ、翌十四日区民大会ヲ開催シ、委員ヨリ交々其ノ実情ヲ訴ヘ、区長、特設防衛団長其他公職ヲ有スル者ハ総辭職ヲ決行シ、筵旗ヲ押立テ大挙出県陳情ヲ為サムトノ態度ニ出テ一時喧々囂（カ）々タル状況トナリ、收拾困難ノ状態ニ立至リタルカ、県側ニ於テハ飽迄区民ノ指導説明鎮撫ニ努メタルト、一面移転ニ関スル土地建物等ノ価格ハ官民ノ評価委員会ヲ設置シ、一応調査ノ上再考スヘキ旨申渡シタルニ、漸ク平靜ニ帰シタルヲ以テ数日後委員会続行ヲ為スヲ得進捗ヲ見ルニ至レリ

次テ四月三日土地、建物其他ノ評価委員会ヲ組織シ、即日実施調査ニ着手、五月二日ヲ以テ一切ノ評価ヲ了シタルカ、其ノ評価価格左記ノ通ニシテ、県ニ於テハ之ヲ適正ナリト認定、部落側交渉委員ト折衝スルコトトセリ

記

一、評価価格総額

金貳拾七万七千八拾円貳拾九銭
外ニ解散手当トシテ
金貳万七千九百拾九円七拾壹銭
合計金參拾万五千元也

内 訳

- (1) 家屋及附属工作物一式
金拾七万式千参拾壹円
- (2) 土 地
金九万四千参百七円六拾四銭
- (3) 区並個人所有工作物移転補償
金壹万七百四拾壹円六拾五銭
- (4) 解散手当
金式万七千九百拾九円七拾壹銭

以上ノ価格、手当等ヲ交渉委員会ニ提示シタル処、種々意見等続出シ、容易ニ一致点ニ達セス、相当紆余曲折等アリタルモ、五月七日開催ノ委員会ニ於テ、県ハ右買収価格並ニ移転手当ハ一步モ譲ラサルコトトシ、尚移転期限ハ昭和十七年末トシ、正式言渡シヲ為シ説得ニ努メタル結果、部落側ニ於テモ漸ク県ノ誠意ヲ理解シ円満裡ニ之ヲ承諾、移転協定成立ヲ見ルニ至レリ

茲ニ三月十二日交渉開始以来五十七日目ヲ以テ、癩予防上多年ノ宿望ナリシ湯之沢部落移転ノ問題ヲ解決スルヲ得タリ、而シテ此ノ移転開始ト共ニ健康者ニ対スル職業指導、身上其他一切ノ相談ニ応スル為、県ニ於テハ同部落内ニ相談所ヲ設置シ、県吏員ヲ派遣シ、尚部落有志中ヨリ移転処理委員六人ヲ選定指導ニ当ラシムルコトトセリ

以上

41 昭和17年 湯ノ沢集落移転に係る予算追加及び進捗状況

【A0181A0S 740 3-1】昭和17年度「県参事会綴」

癩患者部落移転費追加理由

癩予防ノ現状ニ鑑ミ、吾妻郡草津町私立癩療養所並ニ同町下町癩部落ヲ、客年五月ヨリ国立栗生楽泉園ニ移管スル事ト相成、着手実施中ニシテ、其状況別紙進捗状況ノ通り本年度完成ノ予定ニ有之、之ニ要スル経費別紙計算書ノ通りニ候也

湯ノ沢癩部落移転進捗状況

昭和十六年五月七日ニ県ト湯ノ沢区代表トノ間ニ於テ同部落解散ノ協定トトノイ同月下旬ヨリ部落内ニ移転相談所ヲ設置シ、県係員及区有志ニ整理委員ヲ委嘱シ、爾来移転事業ノ促進ニ努メツツアルモ、本年五月七日現在ノ移転状況、左記ノ通ニ有之

記

一、昭和十六年三月末居住者

健康者	一六四
患者	四一〇
計	五七四

二、住民移転状況

1、患者	男	女	計
栗生楽泉園へ入園セルモノ	八〇	六〇	一四〇
長島愛生園へ	一九	一五	三四
多磨全生園へ	六	〇	六
東北新生園へ	四	〇	四
松丘保養園へ	三	五	八
星塚敬愛園へ	一	一	二
復生病院へ	四	〇	四
計	一一七	八一	一九八
死亡セルモノ	一	一	二
2、健康者			

草津上町へ転出セルモノ	二三	一六	三九
保育所へ入所セルモノ	三	一	四
其ノ他へ	二四	三一	五五
計	五〇	四八	九八

昭和十六年末調査ノ住民五七四名ノ内七〇名ハ、聖バルナバ医院ホームノ患者ニテ同院ハ同年四月末ニ解散シ、患者ハ楽泉園及長島愛生園ニ収容済ニ付、之レヲ差引クトキハ五〇四名ナルヲ以テ、現在迄ノ移転者ハ総人員ノ約五割九分ニ達シタリ

今後ハ左ノ予想ニテ大体十月迄ニハ、全部完了セシムル計画ニテ指導中ニアリ

1、患者	男	女	計
栗生楽泉園へ	八三	五三	一三六
多磨全生園へ	四	〇	四
計	八七	五三	一四〇
2、健康者			
草津上町へ	一七	二〇	三七
保育所へ	四	四	八
其ノ他	八	一三	二一
計	二九	三七	六六

3、家屋移転状況

家屋ノ移転ハ人ノ移転ト相俟ツテ之カ促進ニ努メタルモ、昨年ハ降雨日数極メテ多カリシト労働者ノ逼迫ニ依リ工事進マス僅カニ四〇棟ノ取毀ヲ了シタル程度ナリシモ、本年ハ地元請負業組合ト緊密ナル連絡ヲ保チ遅クモ十月末迄ニハ全部ノ取毀ヲ完了スル予定ニテ目下督励中ナリ、現在迄ノ状況左ノ如シ

種別	十六年三月迄現在数	十七年七月現在取毀完了数
住家	133	60
土蔵	6	—
工場	2	1
物置	79	38
小屋	18	11
其ノ他	1	1
計	239	111

42 昭和27年 知事事務引継書（県内在宅癩患者数と貞明皇后記念救癩事業募金）

【知事 82A 9 3-1】昭和27年「知事事務引継書」

六 らい予防事業

患者は減少を示しているが、現在、真症を含む十数名の患者が在宅している。これ等患者の収容と検診を行うため、保健所の指導面を強化すると共に極力入所勧励を行っている。

昭和二十七年三月末現在 真症患者数 四名
同 疑患者数 九名の患者

内容である。

昭和二十六年十一月より貞明皇后記念救癩事業募金を行うため委員会を設け、二十七年に引続き募金中であり、六月末現在の成績は、目標額三六二万円に対し三、三二八、八二四円の数字である

43 年次不詳 癩予防に係る執務摘要

【A0181A0M 244】年次不詳「執務摘要」

癩療養所ニ送致セサル者

医師ノ届出ニ依リ警察署ヨリ名簿謄本ヲ添へ報告シ来タル謄本ハ整理シ置クコト(慣例)
医師ノ届出(四〇、三 法律一一)ニ依リ名簿ヲ作成シ(四二、六 訓甲四五)、其謄
本ヲ警察部ニ送付シ(訓甲四五第二)、患家ニ対シテハ告諭(四二、七 告諭四)及
予防消毒法ヲ命ズ

警察署ニ於テ検診ヲ必要ト認ムルトキハ、警察部長ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ
前項検診ニ要シタル医師ノ手当ハ、警察部ニ請求書ヲ提出スルコト

浮浪者

癩療養所ニ收容スヘキ患者(四〇、七 省令一七)ナルトキハ、取調書ヲ作り(四二、
一〇西全発二九)、全生病院ニ收容差支ナキヤ否ヤヲ照会(省令一七第三条)スルコ
ト

救護者ナキ患者ヲ発見シ直チニ救護ヲ必要ト認メタルトキハ、市町村役場ヘ一時救護ヲ
命ズ、警察署(省令第二)(四二、六 訓甲四五)救護ヲ命ジタル上、直チニ調査事
項ヲ知事ニ報告ス(四二、六 訓令四五第六)

扶養義務者アリタルトキハ、患者ヲ引渡シ且ツ一時救護費ヲ弁償セシム、同時ニ報告ス
(訓令)

全生病院ノ收容差支ナキ回答ニヨリ、鉄道停車場ニ交渉シ、送致期日ヲ定メ、一時救護
ノアル警察署ニ通知ス

全生病院ヘ送致ハ、巡查(衛生課勤務、慣例)ヲシテ護送セシム

全生病院ニ送致後、市町村長ニ於テ繰替支弁シタル一時救護費ノ弁償スヘキ者ナキトキ
ハ、之ヲ知事ニ請求ス

市町村ヨリ一時救護費ノ弁償請求ヲ受ケタルトキハ、行旅病人及行旅死亡人取扱規程(三
二、八 訓甲七八)(三九、七 訓甲四九 四二、二 訓甲一七改正)ニ準ジ調査シ、
全ク義務者ナキトキハ県ヨリ支出ス